

千代田のむかし



No. 4

1991.3

目次

新発見の小弓・臼井原氏関係文書について……………黒田基樹……………一

今井町福正寺ならびに静岡県西山本門寺所蔵史料について……………一五

江戸時代印旛沼掘割り工事の歴史……………須田茂……………一九

——特に天保十四年鳥取藩の場合——

天保期印旛沼掘割り工事……………鏑木行廣……………五五

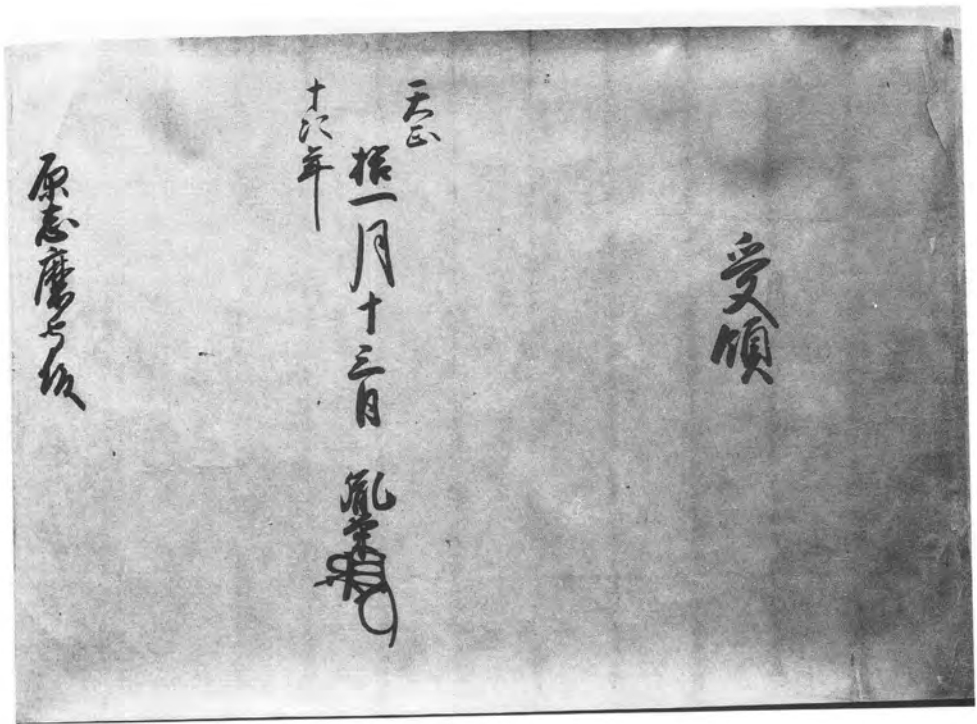
——出羽国庄内藩を中心に——

昭和初期の検見川……………新井英夫……………八三

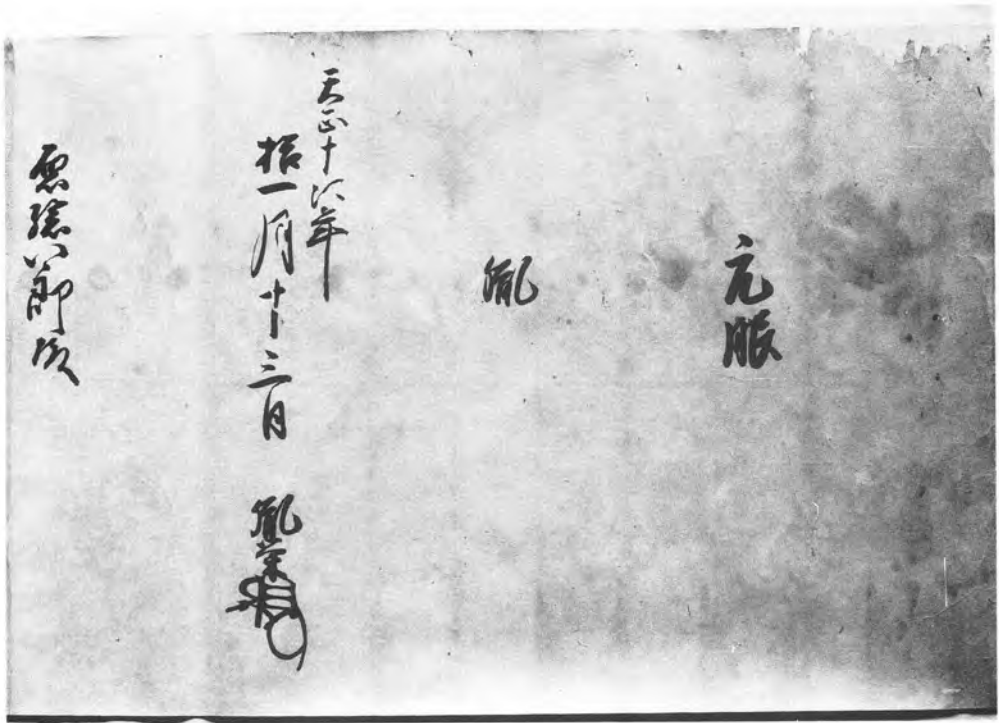
——少年時代の記憶から——



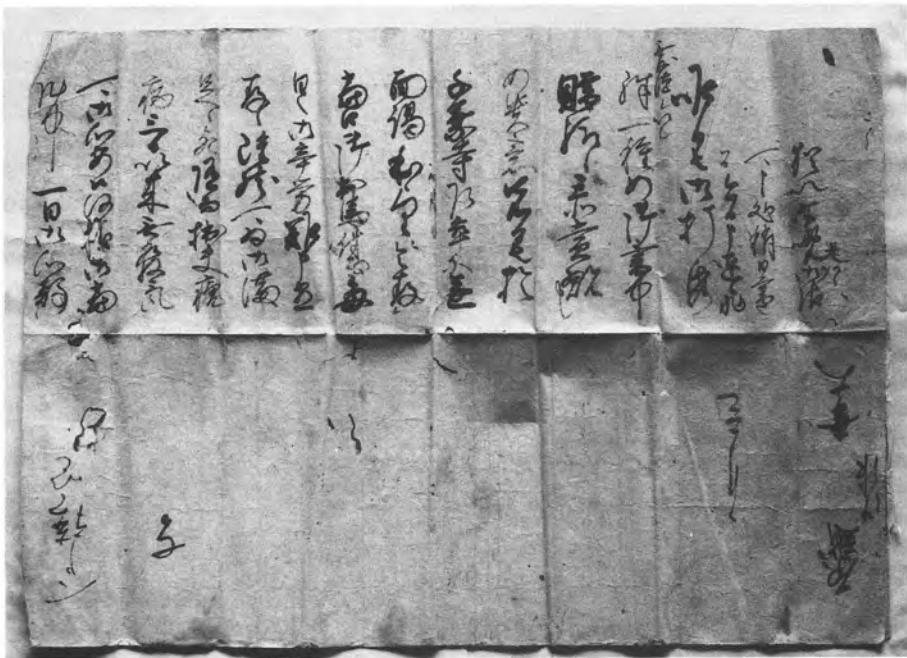
口絵3 原胤栄官途状 (7ページ参照)



口絵4 原胤栄受領状 (7ページ参照)



口絵5 原胤宗加冠状 (8ページ参照)



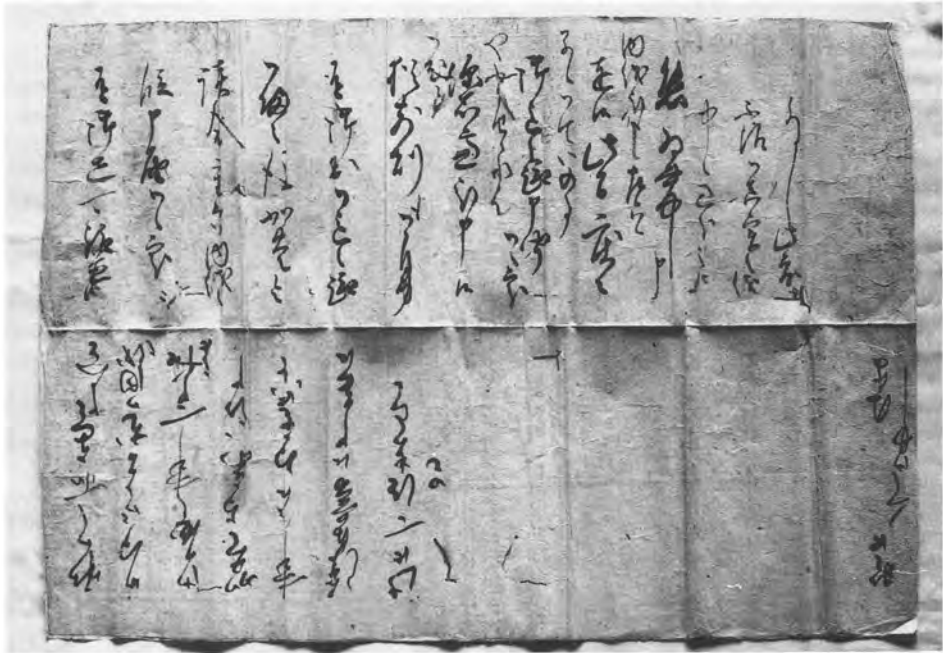
口絵6 幸田定治書状 (8ページ参照)



口絵7 幸田定治書状 (10 ページ参照)



口絵8 原大炊助書状 (11 ページ参照)



口絵9 某書状 (12 ページ参照)



口絵11 妙見像-坂尾山栄福寺所蔵- (14 ページ参照)



口絵10 村助胤遠書状 (13 ページ参照)



口 絵 13 妙見像胎内銘-体部-(14 ページ参照)



口 絵 12 妙見像胎内銘-頭部-(14 ページ参照)

新発見の小弓・白井原氏関係文書について

黒田基樹

はじめに

今年度の千葉市史編纂委員会の調査によって、下総白井・小弓両城主の白井原氏に關係する文書史料十一点が発見されたのでここに紹介する。

一、十号文書は、静岡県富士郡芝川町所在の西山本門寺所蔵の文書群である。これらと伝来を同じくする史料の一つとして原氏「由緒書」が存在し、これによれば、同寺第十八世貫首日順（元禄元年死去）は、白井原氏の一族と見做される原志摩守胤重（寛永六年死去）の次男であつたことが知られる。従つて、これらの文書群は日

順もしくはその關係者の手によつて同寺にもたらされ、以後、現在まで同寺に伝来されたものと考えて間違ひなからう。そして、その内容は三、十号文書に示されてゐる様に、白井原氏の一族にして日順の実家たる原氏の家伝文書と見做される。尚、一、二号文書は本来は白井原

氏に相伝されるべきものであるが、何等かの事情によつて、日順もしくはその關係者によつて同寺にもたらされ、それらの原氏家伝文書と同時に伝来されるに至つたものと思われる。現在は、一号文書と二号文書は単独で、三、五号文書は一卷にそれぞれ軸装されている他、六、十号文書は「千葉家之古筆」と表書された古袋に収められている。この古袋には、この他にも五点の文書が収められているが、原氏には直接には關係しないので本稿では割愛した。尚、先に触れた原氏「由緒書」はその五点のうち的一点である。

十一号文書は、千葉市所在の坂尾山栄福寺所蔵の妙見像胎内銘である。同寺は、大治五年（一一三〇）に坂尾五郎治が妙見尊を勧請し、翌天承元年に現在地に移し、寺号を金剛授寺という真言宗の寺院であつたという由緒をもつ。寛永二年（一六二五）に天台宗に改宗して如意山養福寺無量院と寺名を改め、さらに慶安三年（一六五〇）

に如意山栄福寺と寺号を改め、昭和十七年（一九四二）に坂尾山と山号を改めて現在に至っている。この妙見像そのものは、銘にもあるように臼井本城内の妙見堂のものである。栄福寺には、この他にも天正二年（一五七四）に同じく原胤栄が臼井本城内の妙見堂に寄進した釣燈籠等が所蔵されているから、これらは同時に、おそらく江戸時代初期に同寺に移されたものと思われるが、その具体的な事情は全く不明である。

史料の紹介にあたっては、各文書について解説文・写真版（口絵一―一三）の他、読み下しと解説を付した。解説文の部分では、行がえごとと「を入れた他、文書名の下に料紙の寸法を記した。尚、解説文については柴辻俊六氏の御教示をえた。また、読み下しと解説についても同氏の御教示を仰いだ。文書の中にはその背景のわからないものが多く、そのために思わぬ誤りを犯しているかもしれないが、御寛宥を乞う次第である。最後に、西山本門寺への文書調査に同行させていただいた上に、これらの史料を紹介する小文の執筆の機会を与えて下さった、千葉市立郷土博物館市史編纂担当と、御仲介の労を御取りいただいた上に、本稿の作成にあたって種々の御教示を下された柴辻俊六氏に深甚なる謝意を表す。

一 松田憲秀条書

三四・〇〇
四九・〇〇

条目

- 一、酒左帰城之儀、御納得尤ニ存候事、
付、多胡・椎崎之儀、不可有相違候由、被申候之事、
- 一、御血判之儀、条々存分被申候、少も不可有御疑心候、
御「急ニ付而者、重而御代官可然事、
- 一、来調儀之事、

付、御両所之内御一人御越、御入魂之筋目、彼是以「
可然存候、若御氣遣之子細も候者、自分之存」分申
合候、

- 一、御證人之事、被為任被申ニ尤ニ存候之事、
- 一、敵方御計策、肝要ニ存事、
- 一、於拙者、少も不可存無沙汰意趣、秋惣ニ申合候事、
付、高下・酒左ニ此上者御入魂可然存候之事、

以上

五月十六日 松左

原上

参

〔読み下し〕

条目

一、酒左帰城の儀、御納得尤に存じ候の事、

付けたり、多胡・椎崎の儀、相違あるべからず候の由、申

され候の事、

一、御血判の儀、条々の存分を申され候、少も御疑心

あるべからず候、御急ぎについては、重ねて御代

官しかるべき事、

一、来る調儀の事、

付けたり、御両所の内御一人御越し、御入魂の筋目、かれ

これをもってしかるべく存じ候、もし御氣遣いの子細も候

はば、自分の存分を申し合わせ候、

一、御證人の事、任しなされ申さるに尤に存じ候の事、

一、敵方の御計策、肝要に存じ候、

一、拙者において、少しも無沙汰に存ずべからざる意

趣、秋惣に申し合わせ候の事、

付けたり、高下・酒左にこの上は御入魂しかるべく存じ候

の事、

〔解説〕

差出の「松左」は「松田左馬助」の、宛名の「原上」

は「原上総介」の省略で、北条氏の重臣松田左馬助憲

秀が下総白井・小弓城主原上総介胤貞に宛てた条書で

ある。無年号ではあるが、原胤貞は天文二十四年1155弘

治元年1155まで「孫次郎」の仮名を称してお

り、また次号文書にみるように天正二年1574（

には子息の胤榮が家督を継承しているので、少なくと

もその間のものである。さらに、文中の「酒左」と

「高下」はそれぞれ上総東金城主酒井左衛門尉胤敏と

下総小金城主高城下野守胤吉のことで、両人は永祿二

年1559）作成の「北条氏所領役帳」には原胤貞

と共に「他国衆」として見え、翌年の長尾景虎（上杉

輝虎、謙信）の関東攻めにあたって長尾氏に属し、同

七年1564）の第二次国府台合戦後頃には再び北

条氏に属していることから、本文書はそれ以降のもの

と思われる。

箇条書のうち、一条目は酒井胤敏の帰城について胤

貞が納得したことに満足し、また多胡（香取郡多古町）

・椎崎（山武郡山武町）の無事を確認しており、両所

近辺における「敵方」との抗争が展開され、そこに酒

井胤敏も出陣していたことが知られる。二条目は胤貞

から要求されていた北条氏当主との誓詞交換について

のもので、いまだ誓詞の交換が行なわれていないこと

に対して心配する必要のないこと、急ぐようであれば

代官をよこすよう述べている。三条目は今度の合戦に

ついでのもので、原胤貞父子のうち、何れか一人をよこすことを求めている。その際、原氏との関係を懇意にしているものの、もし心配なことがあれば、憲秀自身を考えを申し合わせると述べている。四条目は胤貞から提出される「證人」＝人質については憲秀に任せられたことを伝えたものである。五条目は「敵方」への計策を心懸けることを求めたものである。最後の六条目は憲秀自身も、胤貞に対して少しも疎略に扱うつもりはないことを、胤貞からの使者と思われる「秋惣」に申し合わせることを述べている。そして、胤貞に対しては、今後において高城胤辰・酒井胤敏と懇意にするよう求めている。

以上のような条書の内容のうち、特に二条目の誓詞交換のことや、六条目において高城氏・酒井氏との関係が取り上げられている点に注目してみると、本文書が発給されたのは、高城・酒井両氏が再度北条氏に帰属した永祿七年前後をさほど下らない時期のものと思われる。その意味で、本文書は、永祿年間中期における北条氏と両総の他国衆との関係を具体的に示している数少ない史料といえる。さらに、本文書において最も注目されるのは、北条氏と原氏との間に立っている

松田憲秀の存在である。このような立場は、史料的には「指南」「奏者」「取次」などと表現されているものであり、本文書のような条書を発給すること、そのこと自体が「指南」としての役割を示しているが、さらに内容をみてみると、誓詞交換の交渉、軍事行動に関する指示、「證人」＝人質の扱い、などのことに憲秀自身の裁量が多く含まれていることを知ることができよう。本文書によって、永祿年間中期頃より原氏に対する北条氏の「指南」は松田憲秀が務めていたことが確認されるとともに、本文書はそのことを示す格好の史料といえる。

二 松田憲秀書状

三一・〇
四五・二

以御飛脚・御直札遂披露御返書進之候、委「細御紙面ニ候条、不能重説候、大坪之地正左」再興申候歟、無是非存候、太途をも可抱地ニ候哉、「如蒙仰甲州御扱之内、如此之儀、不及是非候、彼使」衆ニ御理在之様可遂披露候、然者輝虎既橋「近所へ越山之由注進候、因茲被摧諸勢火急ニ」御出馬候、彼表之様子追而可申候、時分柄如何ニ候間、「為指儀不可有之候歟、随而甲州・房へ之使近日」当地迄帰路候、義堯御父子御返答一途無之、每「

度之分と先甲陣へ御透候帰路之砌、勝頼御同」意ニ可有御返答分ニ候、其上其表之儀落着可」申候、只今者越衆之行被合御覽之儀迄ニ候、麦秋以」前ニ北口之儀者可相澄候歟、追而可遂御内談候、珍」儀可申入候、又可蒙仰候、恐々謹言、

(天正二年)

二月廿一日

松左

憲秀(花押)

原式

参御報

〔読み下し〕

御飛脚・御直札をもって披露を遂げ、御返書これまいらせ候、委細は御紙面に候条、重説にあたわず候、大坪の地正左再興申し候か、是非なく存じ候、太途をも抱うべき地に候や、仰せを蒙る如く甲州御扱いの内、かくの如きの儀、是非に及ばず候、彼の使衆に御理これある様披露を遂ぐべく候、しからば輝虎厩橋近所へ越山の由注進し候、これにより諸勢を摧され火急に御出馬し候、彼の表の様子は追って申すべく候、時分柄いかがに候間、さしたる儀はこれ有るべからず候か、随って甲州・房への使近日当地まで帰路し候、義堯御父子は御返答は一途にこれ無し、毎度之分と先ず甲陣

へ御透し候帰路の砌、勝頼は御同意に御返答あるべき分に候、其の上其の表の儀は落着申すべく候、只今は越衆の行を御覽あわさるの儀迄に候、麦秋以前に北口の儀は相澄むべく候か、追って御内談を遂ぐべく候、珍しき儀は申し入るべく候、又仰せを蒙るべく候、恐々謹言、

〔解説〕

差出の「松左憲秀」は「松田左馬助憲秀」の、宛名の「原式」は「原式部大夫」の省略で、松田左馬助憲秀が下総臼井・小弓城主原式部大夫胤栄に宛てた書状である。胤栄は、前号文書にみられた胤貞の嫡男で、その家督を継いだ人物である。本文書も無年号ではあるが、文中にみられる人物のうち、武田勝頼が甲斐武田氏の家督として現われるのは天正元年（一五七三）四月以降のことであり、また、里見義堯は天正二年六月一日に死去していることから、本文書の年次は天正二年に比定される。また、文中には上杉輝虎（謙信）の上野厩橋への出陣のことがみえているが、同年における輝虎の関東着陣は二月末のことであるから、この輝虎の動向においても本文書の内容は一致をみる。

冒頭にもあるように、本文書は原胤栄から送られて

きた書状に対する返書である。内容は胤栄から報告された上総の状勢に対してのものである。先ず「正左」は「正木左近大夫」の省略で、時忠のことで、安房里見氏の被官であった。その時忠が上総国天羽郡大坪を「再興」したという胤栄の報告に対し、憲秀は「無是非」しと歎いている。「再興」とは、城砦を構える等の恒常的な占領行為を意味しているものと思われる。大坪は、古河公方の奉公衆大坪氏の本貫地であり、「太途」が抱えるべき地である、と憲秀が言うのは、その辺のことを指しているであろう。「甲州御扱之内如此之儀不及是非候」というのは、甲斐武田氏による扱いのなかで、このようなこと、すなわち、里見氏による大坪占領という事態がおこったことは、どうしようもない事である、という意味であろう。そして、この点について、武田氏の使者には「御理」（道理）が存するように伝えるとの憲秀の意向を示している。

次いで、上杉輝虎による関東出陣の事実を述べ、それに対する北条氏の出陣と、その出陣によって、先件の関して武田・里見両氏に対して派遣した使者が引き返したことを報せている。憲秀は、里見義堯・義弘父子からの返答がない事は何時ものことであるから、先ず武田氏に対して使者を送っており、勝頼からは北条氏の意見に対する同意の返答を得られるとの観測を示している。そして、その返答を得た上で、「其表」、すなわち、上総のことについては落着させると述べている。

最後に、この書状は、越後勢の動向を伝えるまで、これについては四月までに決着がつくと述べ、先の件については、後日に内談する意向を示している。

本文書の内容の中心は、「大坪之地正左再興」という事態に対する、北条氏の対応策にある。北条氏は武田氏と里見氏とに対して使者を送っている。里見氏については、紛争の当事者であるから当然のことであるが、武田氏に対しては如何なる理由からであろうか。そのことを考える上で注目されるのが「甲州御扱之内如此之儀不及是非候」という一文である。詳しいことは、今後の検討を必要としようが、本文書の内容をみる限り、里見氏は武田氏の「扱之内」、すなわち、武田氏の指示をうける立場に在ったと捉えられよう。それ故、北条氏は勝頼の同意を得る必要が存したのであろう。その意味で、本文書は、里見氏に対する北条・武田両氏の関係を示す貴重な内容を示すものである。

また、前号文書と同様に、原氏に対する松田憲秀の「指南」としての立場を示しており、さらに、松田憲秀の官途名「左馬助」の終見、原胤栄の初見の史料という点でも注目されるものである。

三 原胤栄官途状

三四・二
五一・〇

官途

天正

十一月十五日

胤栄（花押）

六年

原兵部少輔殿

〔解説〕

原胤栄が、一族であり、また被官でもある原某に対し、「兵部少輔」の官途名を授けたものである。官途の授与は主従間において行なわれ、その行為は主従関係の確認というだけでなく、主君（ここでは胤栄）を頂点とする「家」内における身分体系に位置付けられたものといえる。本文書は、次号文書と共に、白井原氏を発給者とする官途・受領状としては初めて紹介さ

れたもので、これによって、白井原氏も他の大名・人と同様に、官途・受領授与を通して、家臣団内における身分体系を構築していったことが確認される。もう一つ注目されるのは、その文書様式である。月日を挟んで年紀が二行割りとされた様式は、下総千葉氏にみられる独特のものである。原氏が元来、千葉氏の被官であったことは周知のことであるが、そのような関係が、このような文書様式にも強く影響していたことを知ることができる。

四 原胤栄受領状

三六・〇
五一・五

受領

天正

拾一月十三日

胤栄（花押）

十六年

原志磨守殿

〔解説〕

原胤栄が、一族であり、また被官でもある原某に対し、「志磨守」の受領名を授けたものである。年次の

うち「𠄎」は「四」の異体字で、「二×二＝四」を示したもの。前号文書と一連の文書ということ、受領（国司）名は官途名よりも上級のものと意識されていたことから考えて、前号文書の原兵部少輔が、次号文書にみるように、嫡子原孫八郎の元服を機に、受領名を授けられたものと思われる。受領の授与の性格やその意味は、前号文書における官途のそれと同一である。原志磨守については詳しいことは不明で、史料上でも、本文書以外には、無年号六月十一日付原胤栄書状（「宍倉文書」）の宛名「孫三郎殿・志磨守殿」として見られるにすぎない。

五 原胤栄加冠状

三六・〇〇
五二・〇〇

元服

胤

天正十六年

拾一月十三日

胤栄（花押）

原孫八郎殿

〔解説〕

原胤栄が、一族であり、また被官でもある原孫八郎の元服に際し、「胤」の一字を授けたものである。前

号文書と同日付けのものであることから、原孫八郎は原志磨守の嫡子とみて間違ひなからう。元服の際に、主君が自身の実名の一字を授けることも、官途・受領名の授与と同じく主従間においてひろく行なわれていたものである。他の大名・国人の場合は、書出に実名の一字を記したものが多いが、本文書のように、書出に先ず「元服」、あるいは「加冠」と記すのは、やはり下総千葉氏の文書様式にみられるものである。尚、原孫八郎については、他の史料には所見がなく、詳しいことは不明である。

六 幸田定治書状（折紙）

三三・三
四五・〇

猶以昨晚是口へ御報願之可申候処、稍日暮之間、今日申達候、非無沙汰候、以上、

昨日者御折帋一種如御書中贈給候、忝賞訖申候、如貴意先日者於「千葉寺乍卒尔遂」面謁本望ニ令存候、当口御出馬付而毎「日之御辛勞難申盡」存候、雖然可為御満「足候歟、随而拙夫瘡」病三日以来無発気候、「可御心安候、何様御当」陣中一日御心静「可申談候、以上、

七日

〔上書〕

自是

原越 幸大

御報

〔読み下し〕

猶以て、昨晩是口へ御報申すべく候処、やや日暮れの間、今日
(願カ)
申し達し候、無沙汰にあらず候、以上、

昨日は御折昏殊に一種を御書中の如く贈り給い候、忝く賞翫申し候、貴意の如く先日は千葉寺において卒尔ながら面謁を遂げ本望に存せしめ候、当口へ御出馬に付いては毎日の御辛勞は申し尽し難く存じ候、然りとはいえども御満足たるべく候か、随つて拙夫の瘡病は三日以来発気なく候、御心安かるべく候、何様御当陣中は一日御心静かに申し談ずべく候、以上、

〔解説〕

差出の「幸大」は「幸田大藏丞」の、宛名の「原越」は「原越前守」の省略で、北条氏の家臣幸田大藏丞定治が臼井原氏の一族であり被官でもある原越前守に宛てた書状である。文書が折紙形式であること、年月日も「七日」と日付のみであること、署判及び宛所がみられないことからみて、極めて私的な書状という性格を有している。年月の記載もなく、内容的にも決定的

なものがみられないことから、その発給時期を特定することは不可能であるが、幸田定治は元龜元年（一五七〇）九月までは仮名「源次郎」として見え、翌年七月からは官途名「大藏丞」として見えており、天正十五年（一五八七）八月までしか所見がないことから、本文書は、大旨、元龜二年から天正十五年までの間のものと見做される。

本文書は、「昨日」原越前守より送られてきた「御折昏」＝書状と「二種」に対する御礼を述べ、また「先日」千葉寺において原越前守と面会しえたことについて、原越前守と同様に満足している旨を述べている。そして、「当口」への原越前守の出陣についての苦勞を察すると共に、そのことに対して北条氏が満足していることを伝えている。定治は瘡病を患っていたようで、その病状が良好であること、「当陣中」において一日、心静かに談合することを求めていることも述べている。追而書では、本来は「昨晩」に本文書を送るべきであったが、既に日暮れでもあったので、「今日」にしたと弁明しているものである。

本文書が「当口」への出陣中におけるものであることは明白であり、「当陣中」ともあることから、少な

くとも幸田定治と白井原氏とが「当口」に出陣していたことも知られる。定治と越前守の両者は、これより数日前に千葉寺において面会していることが知られ、これは、この度の「当口」への出陣に関連してのものと捉えられる。従って、この「当口」とは房総地域におけるものであったことは間違いないであろう。北条氏の房総地域への出陣は、安房里見氏と和睦を遂げるに至った天正五年（一五七七）秋以降においては認められないことから、本文書は、少なくとも天正五年以前のものと思われる。また、幸田定治は北条氏政の側近家臣的な人物であるが、従来、房総地域との関係については、里見氏の家臣上野氏と書状のやり取りの事実が知られているにすぎなかった。本文書によって、定治が、房総地域の大名・国人の家臣と頻繁に書状のやり取りを行っていたことが推測されるのである。尚、原越前守については不明な点が多く、本文書以外では、天正拾参年（一五八五）六月拾弍日付白井浄行寺所藏木机銘写と、同年八月二十二日付同寺所藏日蓮像台座裏書写に所見されるにすぎない。

七 幸田定治書状（折紙）

三三二・一
四四・〇

尚々、委細彼「御使たのみいり候間、」不能具候、

如仰昨日者早々「申承候、御残多候、」内々自是可申入候「刻、遮而御折昏」忝畏入候、就中「一種被懸御意候、」祝着至極候、如何様「重而以貴面御心得」可申承候、敵陣之「模様相替儀候者、可被」存知候、返々思召旨「蒙仰候事、難盡」筆昏候、猶御礼自「是可申入候、謹言、

（上書）

自

孫四郎殿 大藏丞

参御報

〔読み下し〕

尚々、委細は彼の御使にたのみいり候間、具にあたわず候、

仰せの如く昨日は早々に申し承り候、御残り多く候、内々は是より申し入るべく候刻、遮って御折昏を忝く畏り入り候、なかんづく一種を御意に懸けられ候、祝着至極に候、いか様重て貴面を以て御心得を申し承るべく候、敵陣の模様相替る儀が候はば、存知らるべく候、返す々々思召し召しの旨仰せを蒙り候の事は、筆昏に尽し難く候、猶御礼を是より申し入るべく候、謹言、

〔解説〕

本文書も前号文書と同じく幸田定治の私的な書状として捉えられる。宛名の「孫四郎」は前号文書の原越前守の一族とみて間違ひなからう。内容は、原孫四郎から送られてきた「御折帑」＝書状と「一種」に対する御札と、あわせて、詳しいことは再度の面談の際に承るといふこと、敵勢の様子に変化があったならば存知するようにいふことを伝えたものである。本文書も、やはり出陣中におけるものであることが知られる。その点からみて、前号文書とほぼ同時期に発給されたものと思われる。

八 原大炊助書状（折紙）

三四・〇
四七・七

尚々於我等も「御目出度奉存候、

昨日者御大儀ニ候、」仍堀内に今度之「御願御成就之様躰」御雑談候つる間、昨夕「令披露候、依之」長々之所願無何事「満足一入目出之由、」被及御使候、然者御肴「之事、内々珍敷をと」思食候へ共、遅々「之由にて鮮一箱・」蛸廿盃・蕎喰式ツ・」樽一荷被差越之候、「態御賞翫所仰候、」猶三谷左衛門尉可「申述候、謹言、

七月四日

〔上書〕

自作倉

越前守殿 大炊助

参御報

〔読み下し〕

尚々我等においても、御目出度く存じ奉り候、

昨日は御大儀に候、仍堀内に今度の御願の御成就の様躰を御雑談し候つる間、昨夕披露せしめ候、これに依り長々の所願を何事もなく満足一入目出の由を、御使いに及ばれ候、然らば御肴之事は、内々珍しきをと思し食し候へ共、遅々の由にて鮮一箱・蛸廿盃・蕎喰式ツ・樽一荷これを差し越され候、態と御賞翫仰す所に候、猶三谷左衛門尉が申し述べべく候、謹言、

〔解説〕

本文書は、下総千葉氏の重臣原大炊助が原越前守に宛てた私的な書状である。原大炊助は、下総国香取郡東莊・山田村（東庄町）等を本領とする原氏一族で、父子二代にわたって千葉胤富・邦胤父子の側近家臣としての性格が強い。父大炊助は、実名を親幹といい、永祿八年（一五六五）より所見され、天正三年（一五七五）には受領名「若狭守」を称している。子大炊助

は天正十三年（一五八五）より所見される。本文書の発給者が父子のいずれにあたるかは、現在のところは不明とせざるをえない。

内容は、原越前守に対し「今度之御願御成就」を祝すとともに、贈られた品々に対する御礼を述べたもので、詳しいことは不明ながらも、「今度之御願」とは、合戦での勝利等を指しているものと思われる。原大炊助側の使者として三谷左衛門尉がみえているが、三谷氏は、下総国千田莊中村郷内三谷村（多古町）を名字の地とする在地領主で、室町期より下総千葉氏の被官としてみえている。千田莊はまた、原氏の勢力も強く及んでいたもので、その関係から、三谷氏の一族の中には原氏の被官となった人物も存在したのであろう。本文書は、下総千葉氏と臼井原氏の重臣間の交流を示す史料として注目しうるものといえる。

九 某書状（折紙）

三二・六
四六・五

尚々此度ニ「不限御真実之儀、中々過分之由」内儀被申候、左候ハ、「早々御ていの事」やふかせられ候て「御尤ニ候、

態為書中申」達候、此間度々」御意之趣申聞候之處、「深思慮被申候、」猶前刻も御自身」有御出、御意之趣」

御帰之後、加豊令」談合、重而御内儀之」段、申届候之處ニ、「有御達可給置由」承候之所、遅々申候へ者」如何ニ候之間、尤御内儀之」御屋之事、可申請之由、「加豊与某へ被申」事ニ候、為其只今」雖日暮候申達候、此由可得貴意候、

以上、

（上書）

野口 及便

人々御中 「」

〔読み下し〕

尚々此度に限らず御真実の儀は、中々過分の由と内儀に申され候、左候はば、早々御ていの事はやふかせられ候て御尤に候、

態と書中をして申し達し候、此の間は度々御意の趣を申し聞き候の處、深く思慮し申され候、猶前刻も御自身が御出あり、御意の趣を御帰りの後、加豊と談合せしめ、重て御内儀の段を、申し届け候の處に、御達しあり給い置くべきの由を承り候の所、遅々申し候へば如何に候の間、尤に御内儀の御屋の事を、申し請くべきの由を、加豊と某へ申さる事に候、其のため只今は日暮れに候といえども申し達し候、此の由に貴意を得

べく候、以上、

〔解説〕

本文書の差出には何も記されておらず、それ故、発給者は不明である。また宛所にも「野口」とあるのみで、これは地名であろうが、その現在地比定は行ないえないため、受給者についても不明である。但し、六〇八号文書と極めて形式が類似しているため、同様に白井原氏の一族の原氏宛のものと思做して差し支えなからう。

内容は、先ず「此間」受給者が発給者のもとに赴き、自身の意向を伝えたことに対して、深く思慮されたとして満足の意を示している。そして、受給者の意向を「加豊」と談合の上、重ねての「御内儀」を得たので、そのことを伝えた上で、受給者の同意を求めたものである。 「加豊」とは、名字＋受領名の省略と思われ、現在のところ、該当する人名を見出しえない。 「御内儀」の主体は、発給者の主君と見做されよう。発給者と受給者との間には、以前より書状等のやり取りが行なわれていたことが推測される。受給者は、発給者の主君の被官ではなからうが、政治的にはその下位に位置していたことが窺われよう。

十 村助胤遠書状（堅切紙）

三一・二
二九・三

背本意候、殊式部大夫自分之煩差置、某之煩無心」元之由候而、祥雲齋与申医者指越被申候、於路次中」御心安可被思召候、御手判之儀御調可被懸御意候、「人・馬之員数致注文之進之候、委細令期来音之時候、

村助

七月十一日

胤遠

□□

〔読み下し〕

本意に背き候、殊に式部大夫は自分の煩いを差し置き、某の煩を心元なきの由に候て、祥雲齋と申す医者指し越し申され候、路次中においては御心安く思召さるべく候、御手判の儀は御調え御意に懸けらるべく候、人・馬の員数はこれを注文致しこれを進らせ候、委細は来音の時を期せしめ候、

〔解説〕

差出の「村助」は名字＋仮名の省略と思われるが、現在のところ該当する人名は見出しえない。本文の前後は切断されており、宛名部分に残された文字も摺消されている。摺消された文字のうち下の一字はあるい

は「尾」と読みうるかもしれないが、いずれにせよ、受給者については不明とせざるをえない。発給者の「村助」胤遠という人物についても、詳しいことは不明であるが、文中における「式部大夫」は原胤栄を指していることは間違いなく、この原胤栄と一程度親しい関係にあったことが窺われる。

内容は、原胤栄が自身の病気を差し置いて、胤遠の病気を心配し、祥雲斎という医者遣わしてきたことを伝え、彼の道中については心配する必要のないこと、「御手判」通行手形を用意してほしいこと、人・馬の数は注文通り用意することを述べている。このことからみて、受給者は原胤栄の被官か、胤栄とは別個に一定領域において公権力を執行しうる立場にあった人物と見做しうるかもしれない。

十一 妙見像胎内銘

(頭部)

下総国白井本城

之内妙見堂

奉造御身躰

天正丙子 六月九日辛未 未之時之目

原式部大太夫平胤栄廿六才書

(体部)

下総国白井本城之内妙見堂 奉造立御身躰

筆者胤栄

干時 天正丙子 六月九日辛未 未之時 始之造

廿六才謹書

実藏院法印及鏤 開眼

(バイ)

原式部大太夫平胤栄

(花押)

仏師葛岡新兵衛治良上総土気

(キヤ)

別当辰栄院祐鏡

(花押)

住人

[解説]

本史料は、白井城内の妙見堂に安置すべき妙見像の造立に際して書かれたもので、造立主として原胤栄と妙見堂の別当辰栄院祐鏡、開眼僧として白井の実藏院及鏤、仏師として上総土気(千葉市)の住人葛岡新兵衛治良(題)の名がみえている。本史料で最も注目されることは、原胤栄の年齢が記されていることである。天正四年(一五七六)に二十六歳というから、逆算すれば胤栄は天文二十年(一五五二)の生れであることを知りうるのである。

(駒沢大学大学院修士課程在学中)

今井町福正寺ならびに

静岡県西山本門寺所蔵史料について

前掲の西山本門寺所蔵の原氏関係文書の公表にあたり、今井町福正寺ならびに静岡県史編さん室の御理解と御協力に厚く御礼を申し上げ、現在までの調査経過をここに報告する次第です。

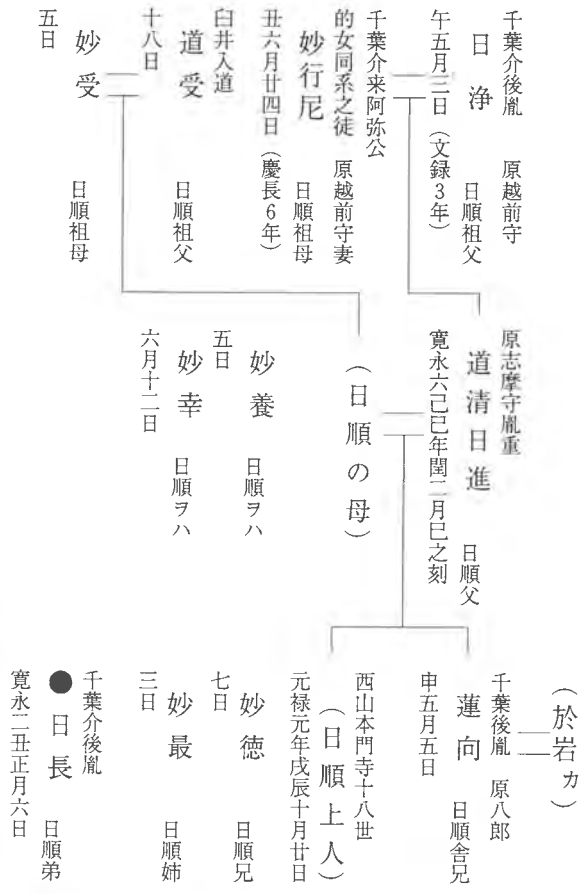


今井町の福正寺本堂

またれた市史編纂の麻生担当は、今井町の富士山福正寺本堂において、旧曾我野村名主小河原七郎兵衛家宛の駿州富士山西山本門寺（福正寺の本山）歴代貫首書状の束を発見し、その場で借用整理の御承諾をいただいていた。その後の整理作業途中に、福正寺の御老師で、現在

は本山西山本門寺第五〇世貫首の森本正明氏から、本山には戦国時代の武田氏や今川氏の寄進状などのほか、小弓の原胤栄の文書が所蔵されていること、福正寺や末寺の文書がかなりの量で保存されていることをうかがうことができた。そこで、原氏関係文書を是非調査したいと懇願したところ、静岡県史編さん室が整理作業中であるとのことであったので、静岡県へ夏の調査参加を申し出で、両者の許諾をいただくことができた。

原氏関係文書については前掲のとおりであるが、この文書を西山本門寺にもたらしたと推定できる第一八世貫首の日順が起筆した過去帳を一部紹介しておきたい。日順は、万治元年（一六五八）七月七日付で本山の「定法」を記しているので当時貫首を嗣いでいて、元禄元年（一六八八）に遷化している。表紙に「法性阿闍梨日順（花押）」と記された過去帳は、現在豎冊になっているが元来は折本であったと推定できる。写真復原を試み、断続



的に確認できた日順の血縁や縁類の法名を継いでみると右のように推測することができた。

掲載の写真は日順の父道清日進のページで、三段目、四段目は檀家やその下女等の法名まで記され、没年は寛永期が多く、元和慶長年号もあるが、正保年号までは日順が記したようで筆跡も似ていると思う。

なお、西山本門寺文書のうち、江戸時代の福正寺および今井・泉水・曾我野村と関連する文書については、未整理分も含めると百点以上あり、寺檀騒動、住職異動、



日順起筆の過去帳

寄進帳、絵図、書状、寺送り証文なども保存されているので、後日、整理が終了した際に報告したい。

福正寺は、現在の静岡県富士郡芝川町にある日蓮系日興門流の富士山西山本門寺の末寺として、元禄一三年(一七〇〇)に、今井村御水帳に搭載されていた「薬師免」薬師如来に奉納されて、年貢賦課を免除されていた「土地」を根拠として再興された寺院である。旧寺は、万治元年(一六五八)に浄土宗の春源によって中興した薬師山高巖院福秀寺で、その棟札には、年貢諸役免除の観

音堂屋敷地ならびに薬師堂屋敷地があるが、既に薬師堂もないので両郷（今井村と泉水村のことか）の助成を得て、山号も改めて寺院を建立したと記されているようである。したがって、福正寺は、浄土宗福秀寺時代の薬師仏を秘蔵するが、さらに日蓮宗に替わり山寺号も改めたので再々興の寺院ということになる。

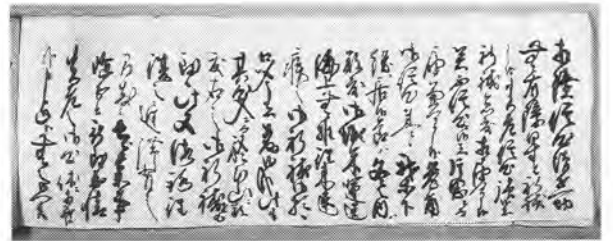
さて、曾我野村には、村高五九四石余のうち四四〇石を支配する旗本矢部氏が、寄願所として五石余を寄進している日蓮宗の妙充寺（野呂の妙興寺末寺）があった。妙充寺では、貞享元年（一六八四）に檀家へ、他宗を信仰しない誓約の血判証文を要求したことから、曾我野村の他の支配旗本河野氏や宮城氏の百姓は離檀し、矢部氏の百姓五九人は生実の本満寺へ檀家替えするという紛争が起きていた。矢部氏の名主を勤めていた小河原七郎兵衛家は、福正寺が建立した際に檀家になったといひ、泉水村の組頭を勤めていた分家の小河原吉之丞家とともに、福正寺草創の六人の内に数えられている。小河原家は、武田勝頼に仕えた椎名新八郎の子孫で、甲斐国山梨郡小河原村を出身地とすることから小河原姓になったと伝えられており、西山本門寺に親近感もあったことであろう。小河原七郎兵衛家は九十九里沿岸の一八村の年貢米や干

鯛を、曾我野河岸から五大力船に積んで江戸へ回漕する運送宿を営み、船三艘、馬二頭、召仕い男女三五人を抱え、田畑二百石余を所持していた（安永九年一七八〇）という（『千葉市史 史料編7 近世』参照）。

次に、小河原家に届いた書状類をみてみよう。全部で状四一八点、豎冊二点（本山参詣道中記）、横帳一点、横半冊一点、ほかに祈祷御洗米、葉包、板本尊、和歌の短冊などもあるが、三〇ブロックに分かれ、そのうち付け札に貫首名や内容を記し、こよりで束ねたものが二二ブロックあった。この分別は、昭和五年に九四才で没した一二代目藤吉氏の作業と推測するが、小河原家文書を継承している渡辺美代子家所蔵分と同じ束ね方でもあり、寺関係文書は福正寺に移管したものである。書状は元禄一六年頃から天保八年（一八三七）までで、貫首および本山役僧、塔頭あるいは江戸や大坂の末寺と福正寺住職などから差し出されたものがほとんどで、寄進の依頼やその礼状、年賀状、悔み状、分骨受取り状が主な内容であるが、中には福正寺住職の選任、留守居僧の本山違背による寺檀混乱、台風災害、大塩平八郎騒動の様子なども記されている。西山本門寺の墓域の一隅に、小河原氏一族、曾我野の高橋氏・布施氏、上総の山本氏・中



西山本門寺廟所の下総墓所



日長書状の部分 寛延2年

村氏などの石塔がコの字型に並んでいるが、それが書状に記されている「下総墓所」であり、奇進寺田は本山参道の大石灯籠に刻まれ、曾我野沢本久助、泉水中村文右衛門等の小河原氏以外の本山護持者があったことがわかる。また、書状を読むと四代目小河原氏が発願人となり苦勞して再建したことがわかる開山堂は、芝川（富士川の支流）の洪水で流失して現在では町営の運動場になっていた。この小河原弥惣右衛門に第二八世貫首日長（福正寺七代目住職）が書き送った寛延二年（一七四九）一

二月二三日付の書状の一部をみると、小河原氏の本山帰依の根元が理解できそうである。

（前略） 偕、当年も其元迎も殊之外困窮と承、気毒ニ存シ、当暮之左略如何候哉、年々之事故、嚙々御難儀候事と朝夕存出候、於本山朝々客殿并ニ御宝蔵ニ而、貴家之安全・子孫繁昌・六親和合・衆人愛敬・家業相續・信心増進・一切無有障碍と祈禱申候、貴老信心強候は、祈禱急度相届可申候、若、不信心ニ候は片思ニ而届兼可申候、兎角御信心專一二候、我等下総ニ居候節ハ冬之内ハ数度、御城米運送海上無難・往来速疾之御祈禱御願候、只今は如何候哉、此も其心入ニ而、於本山ニ数度、右之御祈禱をも致候、此又海路往復之遲滞有之間敷候、七郎兵衛事、随分と被致出情、^前貴老之御心休ニ相成候哉、申迄ハ無之候へ共、御氣長ニ何事をも御申付可被成候（後略）（二九一―一号文書）

以上で、両寺の所蔵史料の部分報告とするものですが、両寺とも調査途中であることを付記し、今後とも福正寺ならびに静岡県史編さん室・同近世部会の先生方の御協力を賜わりたくお願い申し上げる次第です。

（担当今井）

江戸時代印旛沼掘割り工事の歴史

——特に天保十四年鳥取藩の場合——

須田 茂

はじめに

北下総台地に位置する印旛沼は、利根川が増水した折に、その流水を溜めておく遊水池の役目をもっていた。印旛沼は沼周辺農村の用水に、また、魚介類の採取等の漁業に、あるいは藻草などの肥料の採取地として大いに活用されてきた。しかし、いったん増水すると、沼周辺農村に大きな被害をもたらしたのである。

印旛沼は水深が浅いこともあって、江戸時代に幕府・農民・商人などによって、何度か干拓が計画され、また、実施された。その目的は沼からの水害を防ぐこと、新田を開発して耕地の拡大をはかること、または通船による物資の輸送など、その時代によって干拓の意図は相違していた。

印旛沼の干拓といえば、享保期・天明期・天保期が有名であるが、それ以外にも計画が立案されたこともあつ

た。しかし、干拓といっても、実際にはその前提となる沼から水をはき出す掘割り工事であった。結果的に江戸時代の印旛沼の干拓はすべて失敗に終わったのであるが、本稿では享保期と天明期の掘割り工事の歴史をまず概観した上で、天保十四年（一八四三）の掘割り工事、特にいなほのくに因幡国鳥取藩の工事に焦点を当てて検討した。

なお、収載史料の「より」の合字は平仮名で表記した。また、「工事」は史料では「普請ふしん」と記されている。

一 享保期の掘割り工事

印旛沼の開発は、沼の水を流し出すための掘割り工事から着手された。かつて、現在の千葉市横戸・柏井付近から、一方は印旛沼に、もう一方は江戸湾に向かって川（後者が花見川）が流れていた。この二つの川を結んで印旛沼の水を江戸湾に流し出し、印旛沼を干拓しようとしたのである。なお、現在は昭和二十一年起工、同四十四



柏井・花島付近地形図（国土地理院発行、一万分一地形図「下志津原近傍図」の部分 大正六年測図昭和四年修正測図）加藤博仁氏蔵

年竣工の先の二つの川をほぼ流路とした疎水路が印旛沼と東京湾を結んでいる。

享保期は幕府によって新田開発政策が積極的に推進された時期で、享保七年（一七二二）七月二十六日、幕府は江戸日本橋に次のような内容の高札を立てた。

一 諸国御料所又は私領と入組候場所にて、新田ニ可成場所於有之ハ、其所之御代官、地頭并百姓申談、何も得心之上、新田取立候仕形、委細絵圖書付ニしるし、五畿内（畿）は京都町奉行所、西国・中国筋ハ大坂町奉行所、北国筋・関八州ハ江戸町奉行所え可願出候、願人或ハ百姓をたまし、或ハ金元之ものえ巧を以勤メ、金銀等むさほり取候儀を專一に存、偽りを以申出ものあらハ、吟味之上相とかむるにて可有之事

一 惣て御代官申付候筋之儀ニ付、納方之益ニも不相成、下々却て致難儀候事之ハ、可申出之、併申立へきいわれ謂も無之、自分勝手によるしき儀計願出ニおゐてハ、取上無之候事

（『御触書寛保集成』五五号）

これが幕府の享保改革の一環として出された、有名な新田開発奨励の立札である。幕府は財政再建策の中で、

すでに形成されてきていた大商人の投資をうながして、大規模な新田開発を実施しようとしたのである。これを契機にして関東では武蔵野新田（木村礎・伊藤好一氏編『新田村落』）、武蔵国見沼新田（見沼土地改良区編『見沼代用水沿革史』）、下総国飯沼新田（茨城県史編さん委員会編『飯沼新発記』）などの大規模な新田が開発された。下総国の広大な地域に存在した小金牧・佐倉牧の牧付けを開発して成立した、牧付け新田の開発もこの頃である（『松戸市史』中巻などの市町村史、拙稿「享保期佐倉牧付新田の開発と農民層」へ『地方史研究』第一九二号）。

印旛沼の開発計画が企てられたのも、こうした幕府の新田開発政策の一環であった。享保期の印旛沼開発に関する史料はほとんどないため、織田寛之著『印旛沼経緯記』外編によって概観してみよう。

享保九年（一七二四）八月二十九日、下総国千葉郡平戸村の農民染谷源右衛門などが、印旛沼を干拓して新田を開発したい旨幕府に願い出た。幕府はこの願いを聞き届け、さっそく井沢弥惣兵衛・直井伊蔵・安藤園左衛門の三人を現地に派遣して検分に当らせたのである。幕臣の直井伊蔵・安藤園左衛門については、職歴や職種が明

らからでない。井沢弥惣兵衛ためなが為永は、八代將軍の徳川吉宗が紀伊国和歌山藩主であった頃同藩に仕えていたが、享保八年七月に幕臣に迎えられて勘定となり、廩米りんまい二〇〇俵を下賜された。同十年に勘定吟味役格となり三〇〇俵を加増され、同十六年に勘定吟味役、同二十年に美濃郡代を兼務した（『寛政重修諸家譜』第十九）。彼が勘定として幕臣に迎えられたのは、「新田の開墾。河渠かきの浚利など。年ごろ熟せしきこえあるをもて」（『徳川実紀』第八篇）とあるように、すぐれた土木技術をもった地方巧者じかたこうしやであったため、幕臣になってからもその力量をいかに発揮した。

井沢為永が中心となって印旛沼の検分が実施されたのであるが、その検分による計画書は左記のような内容であった。

- (1) 平戸村から検見川村までの掘割りの長さは、九三八四間、里数にして四里一二町余り。
- (2) 同区間の土掘りの坪数は一一六万三一一四四坪（三八七町七反余り）。
- (3) これにかかる人足は延べ一五〇七万七三一五人、ただし一坪に平均一三人がかりで計算。
- (4) 人足賃金の総計は三〇万一一四六兩余り、ただし一

人につき一日に銀一匁二分で計算。

(5) 潰れ地はおよそ七〇町歩余り。

(6) 潰れ地の買い上げは一反に平均金二兩の積り（一四〇〇兩余り）。

(7) 浜辺の検見川村の干満の差は五尺八寸（一・七四m）

この幕府の計画書に基づいて、染谷源右衛門が工事請負主となって掘割り工事が開始されていったのである。源右衛門は幕府から数千兩を借用して工事を担当していったが、同志のうち七、八人が多額の負債のために財産を傾けていったため、掘割り工事は完成をみないまま中止されたのである。

享保期の印旛沼掘割り工事については、史料不足もあり不明な点が多い。幕府と工事請負主染谷源右衛門などとの間で工事が完成した場合の新田の配分、両者との間に大商人が介在していたのかなどの有無、またその利害関係などである。さらに工事の具体的様子についても全く不明である。今後、史料の発掘につとめ、不明な諸点をひとつひとつ解明していく作業が待たれる。

二 天明期の掘割り工事

天明期の印旛沼掘割り工事は、下総国印旛郡惣そう深新田ふかしんんでん

の名主平左衛門と同国千葉郡島田村の名主治郎兵衛が開発請負人となって推進された。しかし、干拓工事は幕府代官の宮村孫左衛門高豊の主導で行われており、その意味では代官見立新田の性格を有していたといえよう。以下、新田開発の具体的な様子を織田寛之著『印旛沼経緯記』外編、八千代市島田の信田祐二家文書「下総国印旛沼新開大積り帳」を中心に、その他の地方史料によって概観してみよう。

干拓工事の動きは、安永九年（一七八〇）に始まった。代官の宮村高豊から干拓見積書の提出を求められた平左衛門などは、同年八月に宮村の手代伊達唯六に「下総国印旛郡印旛沼見立御新田大積り」を提出した。最初の見積書である。それによると、工事のひとつは最大工事である千葉郡平戸村の平戸橋から検見川村の海辺までの九〇〇〇間の掘割り工事で、これは堀幅一二間としている。もうひとつは、印旛郡埜原新田から埜生郡安食村までの八〇間余りの、利根川からの水を締切る締切場の工事である。

双方の工事費用の総計は三万両余りであるが、この工事によって新田が三四〇〇町歩余り開発できると見積もっている。開発された新田を一反につき金二両で売却すれ

ば、金三万四〇〇〇両余りの収入があり、この売払い代金を工事費の元金・利息に当てたいとしたのである。

次いで、同年十月十九日に代官から再び上申書の提出を求められた平左衛門と治郎兵衛は、次のように上申した。①沼縁りの幕府領二〇か村・合計石高三三五〇石余りが水難から免れる。②私領九八か村・合計石高三万六〇〇〇石余りのうち、出水のときは平均して五割ほど水腐れになるけれども、残りの耕作地は永久に水難から免れる。③水除け堤の不要になる場所が幕府領のみで長さ四〇〇〇間余り、埵樋八か所も不要になる。④私領では水除け堤おおよそ一万三〇〇〇間余りと埵樋四〇か所が不要になる。⑤不要になった堤・埵樋の跡地を新田開発し、民家を建てて屋敷として名請けさせる。⑥掘割り工事が完成すれば江戸への通船が可能になり、沼内などに多くの河岸ができ河岸運上金が入る。⑦掘割り場所は二三か所あるけれども、土揚げ場・水行などを考えると横戸村の後を通した方がよい。以上である。

千葉郡横戸村の後を通る掘割り工事は、後の天保期の工事にも継承されるのであるが、掘割り場の村々は「下総国印旛沼新開大積り帳」によれば、第一表に示すとおり一九か村である（平戸村から勝田村が現八千代市域、

第1表 掘割り場の村々

村名	村高(石)	支配	領地(知行)高他
平戸村	180.000	{松平織部正方 今村岩治郎和祥	1500石知行 400石知行
島田村	113.105	幕府	.
米本村	572.012	堀田相模守正順	佐倉藩 11万石
桑納村	63.043	{大田善太夫保好 大田左平次好昭	2260石知行 300石知行
麦丸村	130.000	曲淵亀治郎清貞	130石知行・70俵
村上村	684.528	堀田相模守正順	佐倉藩 11万石
萱田村	313.000	〃	〃
萱田町	86.017	〃	〃
大和田町	135.050	〃	〃
勝田村	83.300	石尾七兵衛氏封	2200石知行
横戸村	104.000	〃	〃
柏井村	96.720	上杉主水義壽	1490石余知行
(北) 〃	157.000	小栗主計政甫	580石余知行
花島村	125.000	遠山要之助景求	600石知行
犢橋村	760.250	{関口作左衛門 小栗又兵衛信壽	530石知行
畑村	192.590	{宮城主殿和中	4000石知行
		{金田惣八郎正應	1500石知行
		{朝倉仁左衛門光景	300石知行
		{宮村孫左衛門高豊	(代官)
武石村	286.645	町奉行与力	
馬加村	819.632	〃	
検見川村	558.560	{宮城主殿和中	4000石知行
		{金田惣八郎正應	1500石知行
		{宮村孫左衛門高豊	(代官)

「下総国印旛沼新開大積り帳」をもとに作成
 但し、支配の名前の箇所・領地(知行)高他は、筆者の加筆である。

横戸村から検見川村までが現千葉市域になる。このとき
 の工事見積りの総費用は六万六〇両余り、人足は延べ
 二四二万六四二五人余りであると報告したのである。
 さらにこの年の十一月二十六日、平左衛門と治郎兵衛

は代官宮村高豊の役所に三番目の上申書を提出した。内
 容は第二案を補足するもので、沼付け諸村と村高を書き
 上げ、第二案より幕府領・私領ともに水除け堤・垣樋の
 不要箇所がより多くなると述べている。また、布鎌新田

の負債口を締切れば、枝利根川が干上り長さ三三三〇間・幅平均二〇〇間の新田が開発され、その面積は二一四町六反歩余りに達すると見積もった。同時に不要になった水除け堤と圪樋跡からおよそ八〇町歩余りの新田が開発でき、これを農民の屋敷にするよう具申している。

安永九年（一七八〇）には、代官宮村高豊と新田請負人との間で三度の見積書の検討がなされた。しかし、見積書にしても最終的なものではなく、金主を誰に頼むかなどの意見は出されず、具体策は天明年間にもち越されたのである。

天明元年（一七八一）八月三日、代官から呼び出しを受けた平左衛門は、三万両余の見積書と六万両余の見積書の二冊を持参して代官役所を訪れた。八月二十三日には平左衛門と治郎兵衛が呼び出され、大坂から金主が来るので対談するように申し渡された。このとき掛り役人から掘割りの川敷を二〇間にする見積書を提出するよう求められていたため、その見積書を差し出したのであるが、その奥文に両人は、次のとおり付言した。

右ハ利根川分水之積り故、廿間とハ申候得共、此度

ハ安食口^{（補）}メ切ニ相成候間、印旛沼古水斗落^{（附）}シ申候得

者、川敷八間ニ而も随分落可申

（「下総国印旛沼新開大積り帳」）

九月十日、検見川村の仁右衛門宅に掘割り筋村々の代表を集めて、掘割り工事に差し障りがない旨の連印証文を提出させ、いよいよ工事の計画が具体化していくのである。十八日、大坂の金主惣代天王寺屋藤八郎と手代喜七、それに江戸浅草の金主長谷川新五郎などが、平左衛門宅に出向き、はじめて金主と請負人との顔合わせが行われた。その後二十三日まで、平左衛門と治郎兵衛の案内で、金主たちは沼周辺を見て廻り江戸に帰った。そして十月十四日に金主と請負人との間で新田の分割の割合が決められたが、それによると金主が八割、請負人が二割であった。

このようにして工事の準備が着々と進む中、十二月四日に掘割り入用金四万五、六〇〇〇両の仕様帳ができあがった。これが最終の見積書で、九日には利根川の対岸の下総国相馬郡内諸村からも、工事に差し障りのない旨の連印証文が差し出され、ここに干拓工事の事務的手続が終了したのである。

掘割り工事が着手される前に、金主と請負人との間で印旛沼の新田について、次のような掛け合いがあった。

入置申一札之事

金百五拾兩也^④

右者日光中禪寺道造御普請、我等請負仕候節、金主松戸宿三九郎・善左衛門方より御普請中、借用金并仲間徳用金都合書面之通私方より差出可申金子、既ニ出入ニ茂及可申処、貴殿方御勘弁ヲ以年延相定候者、印旛沼御普請取掛リ之節、私方江御渡金・物金を以相済候様、御取斗可被成旨御尤至極ニ候、若又其節金子間ニ合兼候様子ニ候ハ、私方江御配方可被下御田地、貴殿方引請御払被成、右勘定可相済旨是又承知得心^(虫損)、其節ニ至リ彼是申分^(虫損)、為後日之入置申一札、仍而如件

浅草中田

天明元辛丑十一月晦日 長谷川新五郎^④

^(虫) 損^(虫)

一^(虫) 損^(虫)

島田村

治郎兵衛殿

惣深新田

平左衛門殿

下井新田

庄左衛門殿

(八千代市・信田祐二家文書五四)

印旛沼干拓の金主長谷川新五郎らは、日光中禪寺道の造営普請の折に、下総国葛飾郡松戸宿の三九郎・善左衛門から一五〇兩を借用した。この返済をめぐって出入りに発展したのであるが、もし返済できなかった場合には、借用金相当分の新田を請負人である治郎兵衛らに渡して、勘定済みにしようとしたのである。

天明二年(二七八二)から掘割り工事が開始されるのであるが、工事の具体的な様子については明らかでない。しかし、幕府の役人が頻繁に現地へ派遣された模様で、『徳川実紀』第十篇をみると、天明二年二月十一日の条に「下総国印旛沼・手賀池開墾の事申請ふものあれば。勘定の徒をして。まづその地を監視せしむ。」とあり、勘定が印旛沼に派遣された様子がわかる。また、同書の同年九月二十七日の条に「こたび下総国印旛沼に。新田^(ママ)開せん事を議し申すものあり。よりて勘定の下吏をつかはして見せしむ。」とある。勘定の下吏とあるので、支配勘定が派遣されたのであろう。

掘割り工事がはじまり、はやくも新田を請け負いたいという者が現れた。工事が順調に進むかに見えた頃、天明三年七月六日の夜に浅間山の大噴火が起きた。被害の様子は「忽震動して。其山燃上り。焰燼天をこがし。砂

礫を飛ばし。大石を迸ること夥し。また山の東方崩壊して泥濘を流出し。田はたを埋む。よりに信濃・上野両国の人民流亡し。あまさへ石にうたれ。砂にうづもれ。死するもの二万余人。牛馬はその数を知らず。凡この災にか、りし地四十里余におよぶ」(『徳川実紀』第十篇) という有様であった。この大噴火により、工事が中断されてしまったのである。

天明五年(一七八五)に入ると工事が本格的に再開された模様で、『徳川実紀』第十篇の同年十月十日の条に「下総国手賀沼墾開。利根川水利の事奉はりて勘定の徒いとま給ふ。」とある。印旛沼のことは記載されていないが、当然勘定が沼の検分を行ったものと思われる。同書の翌天明六年二月十一日の条に「勘定の徒をして。印旛沼開墾の地を巡視せしむ。」とあるから、すでに新田が開発され、売り払われていたのである。開発された新田は、その都度売り払われていくのであるが、次にその請負いの一端をみてみよう。

乍恐書付を以奉願上候

字駒寄芝地

下総国千葉郡

凡壹反歩余

佐山村

右者印旛沼御新開掘割御普請ニ付、先達而御掛御役

人中様御見分被遊候芝地之義、是迄ハ満水又者湛水等之節、田畑作毛茹上干場而給入会之場所ニ御座候得共、御新開掘割御普請成就之上ハ、湛水等も有之間敷義と奉存候、依之右場所而給村請御新開ニ被仰付被下置候様奉願上候、願之通被 仰付被下置候ハ、、歛下年限之内地代金御上納仕、年限相過候ハ、、土地相当之御年貢御上納可仕候、何卒願之通被 仰付被下置候ハ、、惣百姓一同難有仕合奉存候、以上

千葉郡佐山村

天明六年午二月

名 主 三右衛門

与 頭 半左衛門

百姓代 七郎兵衛

同 村

名 主 治右衛門

与 頭 次郎兵衛

百姓代 源 七

御普請御掛

御役人中様

(八千代市・佐藤芳徳家文書二八)

千葉郡佐山村は旗本権太氏と幕府の相給で、名主三右



天明期の工事人足の墓
 「川ホリ人足」
 (南柏井共同墓地内)
 の字

衛門以下の村役人が旗本権太氏知行所、名主治右衛門以下の村役人が幕府領である。双方の村役人は、掘割り工事が完成すれば水害がなくなるので、両給の入会地であった字駒寄の芝地を村請新田にしたい旨、普請掛りの役人に願い上げたのである。願書の中で村役人は、歟下年期の内に土地代金を上納し、期限が過ぎれば土地相應の年貢を上納したいと述べている。このように開発された新田は、村請や個人請として売却されていたのである。

掘割り工事も完成し、印旛沼の干拓は成功するかに見えた天明六年（一七八六）七月、江戸開府以来といわれる大洪水に見まわれた。その様子を『徳川実紀』第十篇は、次のように伝えている。

この月十二日より。わけて雨風はげしく。昨日（十六日）の夕よりにはかに川々の水みなぎり来りて。両国。永代をはじめ橋梁ををしながし。青山。牛込などいへる高燥の地さへも山水出で。屋舎をやぶるに至りければ。わけて本所。下谷。関口。小日向など卑湿の地。大厦（たいか）は軒をひたし。矮舎は屋背にもこへ。日数へて水た、へ。平地は一丈にもこえしかば。農商はさらなり。朝参の輩も水にさ、へられ。往来もたゆるほどなり。むかしより府内にかゝる水患いまだ聞もおよばぬこととて。人々うれひなけきけり。まして郊垆の外は堤上も七八尺。田圃は一丈四五尺ばかりも水みち。豎川。逆井。葛西。松戸。利根川のあたり。草加。越谷。粕壁。栗橋の宿駅までも。たゞ海のごとく。森々としてわかず。岡は没して洲となり。瀬は変じて淵となりぬ。この災にかゝりて屋舎。衣食。財用をうしなひ。親子兄弟ひきわかれて。たゞ神社仏宇などの少しもたかき所をもとめ。からき命をたすかり。中には溺れ死せしも数しれず。

この大洪水は「関東の国々水害かうぶることありし中にも。これまでは寛保二年をもて大水と称せしが。こたびはなほそれにも十倍せりといへり。」（『徳川実紀』第

十篇)とあるように、まさに前代未聞の大災害であった。大洪水によって干拓の諸施設はことごとく破壊され、開かれたばかりの新田も跡形もなく流出してしまった。掘割り場が壊滅的な打撃をうけた上に、翌八月二十二日に工事の最高責任者であった老中の田沼主殿頭意次が籠居したことも重なり、二日後の二十四日(註)に印旛沼干拓工事は中止になったのである。

御勘定奉行え

下総国印旛沼新開之儀、此度出水にて新開場も押流、
逆も不撻取趣ニ付、開発之儀無用ニ致し、跡取メ方
之儀相調、可被伺候

八月(天明六年)

(『御触書天明集成』二五〇四号)

印旛沼の掘割り工事が中止されたあと、工事にともなつて潰れた土地に対する補償がなされた。左掲の二つの史料は、その様子を物語っている。

① 覚

一米八石四斗九升六合

右者印旛沼落堀割潰地代米御年貢、慥ニ奉請取候、
以上

寛政五年

長作村

丑十二月四日 名 主 武左衛門^印

嶋田村

御名主衆中

(八千代市・信田祐二家文書六〇)

② 覚

一米拾三石三斗老升六合^(カ)

右者印旛沼落堀割筋潰レ地代米、私地頭所江相渡り米
書面之石数慥ニ請取、則地頭所江相納申候、依之御
手形相添石数引替申所相違無御座候、以上

吉田俊宅知行所^(宗忠)

寛政五丑年

千葉郡検見川^(村脱カ)

十二月七日

犢橋村

両村代

検見川村

名 主 清 次 郎^印

島田村

名 主 次郎兵衛殿^印

(八千代市・信田祐二家文書六一)

寛政五年(一七九三)十二月に、千葉郡長作村の名主

武左衛門は八石四斗九升六合、同郡検見川村と犢橋村を
代表して検見川村の名主清次郎は一三石三斗一升六合を、
当時開発請負人であった島田村の名主治郎兵衛から受け

取っている。これは治郎兵衛個人の米ではなく、掘割り
工事にあたって当該地は幕府直轄領に組み入れられたと
考えられるから、この潰れ地代米は幕府から出ていたの
である。干拓工事が中止になってからすでに七年も経過
していたが、この間幕府は潰れ地の補償を続け、名主は
この補償米を自村の領主役所に上納していたのである。

三 天保十四年の大名お手伝普請

享保・天明期の印旛沼干拓工事は、開發請負人を中心
に行われたが、天保期の掘割り工事は幕府の主導のもと
に大名お手伝普請として推進された。

『統徳川実紀』第二篇天保十一年（一八四〇）八月二
十一日の条に「国々開墾田地の事によて令せらるゝむね
あり」とあるように、幕府はこの年をもって新田開發に
着手した。印旛沼の干拓工事も、当然開發計画の中に含
まれていた。この年十一月、勘定の五味与三郎と楢原謙
三郎は印旛沼を検分したが、その報告書によると平戸村
から検見川村までは九五九三間、沼口と海辺との高低は
一丈六尺余り、勾配は一〇〇間に一寸六分、総費用は
一三万八二一六兩一分余り、外に用意金として七万兩が
必要であると見積ったのである（『印旛沼経緯記』外編）。

翌天保十二年十月十三日、老中水野越前守忠邦は、勘
定の白石太夫、支配勘定格の大竹伊兵衛に印旛沼掘割
りの概計を諮問し、十六日に勘定奉行梶野土佐守良材を
中心に、勘定組頭の立田岩太郎正明、勘定の白石太夫、
支配勘定格の大竹伊兵衛、普請役の大塚巳十郎・石川忠
之助・林又七郎・猪股英次郎などが、印旛沼巡見のため
江戸を出発した。梶野良材は千葉郡馬加村に滞在して、
調査を指揮していたが、二十二日に検見川村の名主長四
郎、北柏井村の名主新右衛門（現、柏井町川口和夫家）、
大和田村の小重郎、下井新田の庄左衛門、惣深新田の源
兵衛は、次のような請書を提出した（『印旛沼経緯記』
外編）。

一下総印旛沼古堀筋御繼御普請被仰出候ニ付、御掛
御役人中様御旅宿御手当、寄セ人足、小屋、場所
并御丁帳ニ相用候諸式、御用意等御取調トシテ、
今般御勘定様方其外御廻村被成候ニ付、私共儀御
場所先へ罷出御案内仕、御用向御差支無之様可仕
候、右之趣古堀筋村々へ私共ヨリ通達仕、不取締
之儀無之様、成可ク心附ヘキ旨被仰渡、一同承知
奉畏候、依テ御請証文奉差上候処、如件

幕府の印旛沼掘割り工事に対して、沼及び掘割り筋の

周辺農村の農民が、積極的に協力しようとする姿勢がうかがわれる。その後、掘割りの計画は着々と進められていくが、天保十四年五月晦日に代官兼務勘定組頭の篠田藤四郎が勘定吟味役となり（『柳営補任』四）、六月十日に「松平因幡守。酒井左衛門尉。水野出羽守。黒田甲斐守。林播磨守利根川分水路。印旛沼古堀修復に由て助手の事命ぜらる。町奉行鳥居甲斐守。勘定奉行梶野土佐守。目付戸田寛十郎。勘定吟味役篠田藤四郎同じ事奉はるべく命ぜらる。」（『続徳川実紀』第二篇）とあるように、五大名によるお手伝普請が発令されたのである。この様子を因幡国鳥取藩江戸家老の「日記一 天保拾四年卯正月より七月まで」（鳥取県立博物館所蔵）は、次のように記している。

一御用番土井大炊頭殿（利位）より、今晚御留守居被召呼、真崎八郎罷出候処、此度利根川分水路印旛沼古堀筋御普請御用被 仰付旨被 仰渡、左之御奉書被成御渡候旨ニ而、八郎儀御座敷江罷出差出候ニ付、兵庫介請取拝見之上、御用人江相渡、早追之御使者江相守セ、御旅中江差出候様ニと同人江相渡之

利根川分水路印旛沼古堀筋御普請御用被 仰付条、可被存其趣候、且又別紙之面々も

被 仰付候間、可被得其意候、恐々謹言

六月十日

真田 信（幸 貫） 濃 守（正 篤）

堀田 備 中 守（利 位）

土井 大 炊 頭（忠 邦）

水野 越 前 守（忠 邦）

松平 因 幡 守 殿（慶 行）

御別紙 酒井 左衛門尉（忠 亮）

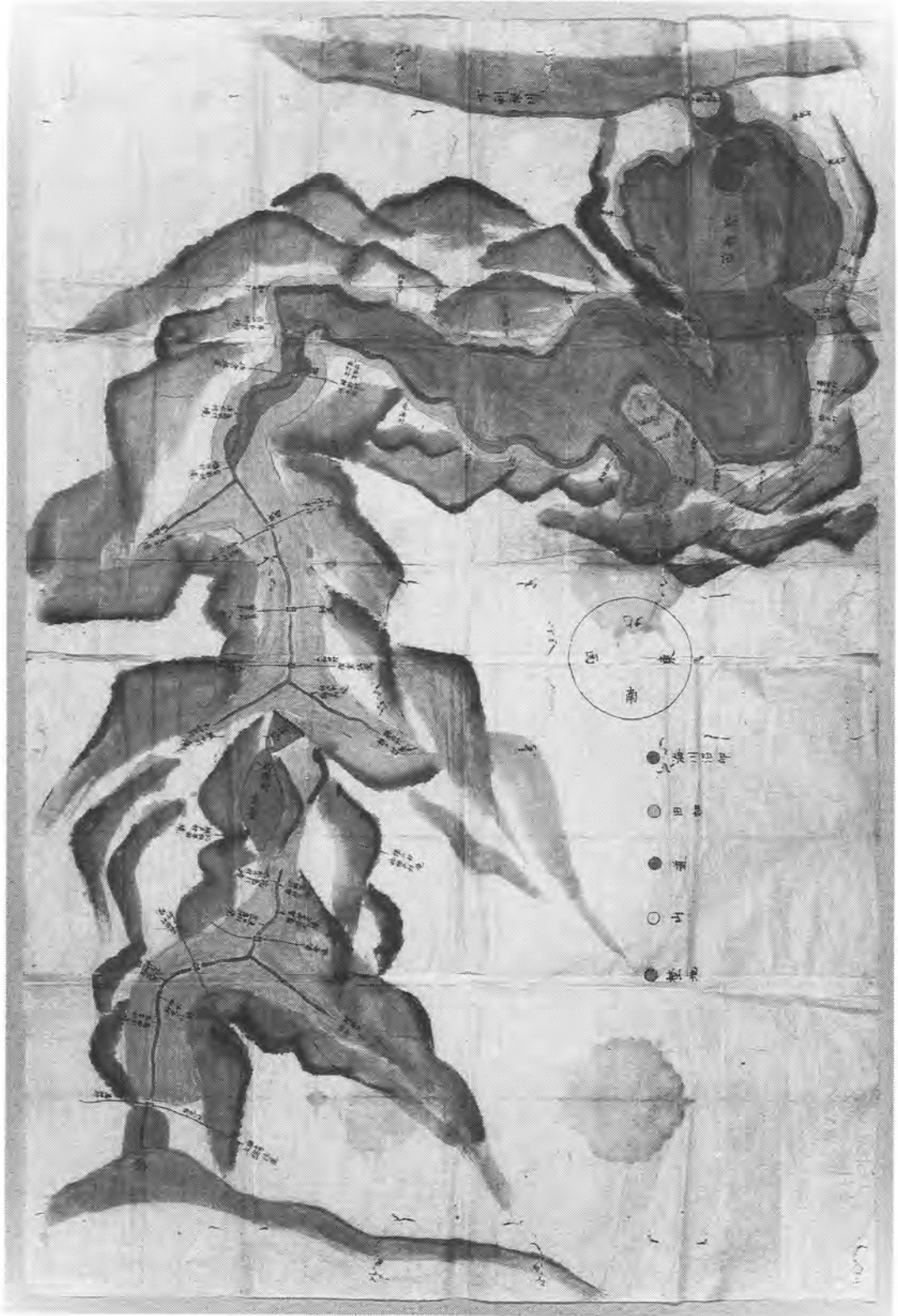
水野 出 羽 守（忠 武）

黒田 甲 斐 守（長 元）

林 播 磨 守（忠 旭）

右之通利根川分水路印旛沼古堀筋御普請御用被 仰付候、尤此度者前々之通場所仕立方被 仰付候間、可被得其意候、丁場割之儀者追而可相達候、委細御勘定奉行梶野土佐守・同吟味役篠田藤四郎可被承合候

印旛沼掘割り工事の幕命は、真田信濃守幸貫・堀田備中守正篤（正陸）・土井大炊頭利位（利位）・水野越前守忠邦の四人の老中連名で出された。鳥取藩の留守居真崎八郎は、十日の晩に月番老中の土井利位から江戸城に登城するよう命ぜられた。そこで「利根川分水路印旛沼古堀筋御普請御用」の奉書を渡された真崎八郎は、すぐに江戸屋敷



(印旛沼掘割り工事関係絵図) 幕張町：中須賀武文氏蔵

に帰り江戸家老の池田兵庫介に奉書を渡したのである。池田兵庫介は拝見した上で用人へ渡し、すぐに参勤交代で江戸に向かっている途中の藩主松平（池田）慶行のもとへ使者が遣わされたのである。

この日の晩に老中首座の水野越前守忠邦も留守居の真崎八郎を呼び、掘割り工事の幕府担当者を発表した。それによると町奉行の鳥居甲斐守耀藏、勘定奉行の梶野土佐守良材、目付の戸田寛十郎氏榮、勘定吟味役の篠田藤四郎が幕府の担当者であった。

第二表 五大名の担当区域

順番	担当大名	居城	領地高	担当区域	担当区域の長さ・堀床	入用金
一の手	水野出羽守忠武	駿河国沼津	五〇、〇〇〇石	平戸村↗横戸村	長さ四、四〇〇間 堀床一〇〇間	六三、一四四両余
二の手	酒井左衛門尉忠発	出羽国鶴岡	一四〇、〇〇〇石	横戸村↗柏井村	長さ一、一〇〇間 堀床一〇〇間	一一七、〇五〇両
三の手	松平因幡守慶行	因幡国鳥取	三二〇、〇〇〇石	柏井村↗花鳥村	長さ六〇〇間 堀床一〇〇間	六一、五〇〇両
四の手	林播磨守忠旭	上総国貝淵	一〇、〇〇〇石	花鳥村↗畑村	長さ二、二〇〇間 堀床一〇〇間	四〇、〇〇〇両
五の手	黒田甲斐守長元	筑前国秋月	五〇、〇〇〇石	畑村↗海辺	長さ一、二〇〇間 堀床一〇〇間	一〇、〇〇〇両

こうして五人の大名によるお手伝普請が決定されたのである（第二表）。印旛沼の方から一の手が駿河国沼津藩五万石の水野出羽守忠武、二の手が出羽国鶴岡（庄内）藩一四万石の酒井左衛門尉忠発、三の手が因幡国鳥取藩三二万石の松平（池田）因幡守慶行、四の手が上総国貝淵藩一万石の林播磨守忠旭、五の手が筑前国秋月藩五万石の黒田甲斐守長元であった。沼付けの千葉郡平戸村から海辺の同郡検見川村までの間を掘割りして、水路を開く工事が中心で、特に二の手・三の手は難工事で

あった。

四 鳥取藩の掘割り工事

以下、鳥取藩の掘割り工事について、鳥取県立博物館所蔵の、もと鳥取藩主であった池田家旧蔵文書のうち、次に掲げた史料を中心にして検討してみよう。

一、「日記一 天保拾四年卯正月より七月まで」

以下「江戸家老日記一」と記す。

二、「日記二 天保拾四年卯八月より十二月まで」

以下「江戸家老日記二」と記す。

三、「御国日記 天保十四年卯正月ヨリ六月(マテ)」

以下「御国日記一」と記す。

四、「御国日記 天保十四年卯七月ヨリ十二月マテ」

以下「御国日記二」と記す。

五、「諸事控 百番 天保十四年卯正月」

以下「諸事控一」と記す。

六、「諸事控 天保十四年卯七月ヨリ」

以下「諸事控二」と記す。

七、「御日記三 天保拾四年卯九月より十二月迄」

以下「御留守居日記」と記す。

天保十四年六月十日の晩、幕府から印旛沼の掘割り工

事を命ぜられた鳥取藩は、その晩の内に老中奉書など三通を持たせた早飛脚を参勤途中の藩主のもとと国元とに走らせた。同時に江戸屋敷では勘定頭をはじめ、用人・勤役・番頭・留守居・奏者番・目付・取次などの諸役人が呼び集められ、掘割り工事を命ぜられたことが伝達されたのである。

翌十一日、大目付の松前豊前守政周は、五大名の留守居を呼び出し「今度利根川分水路印旛沼古堀筋御普請御用被 仰付候得共、御用掛御役人江贈物ニ不及候間、其段可被達候」(「江戸家老日記一」)と申し渡した。十四日朝に藩目付の関久録は、留守居を伴って月番老中の土井利位に普請御用を申し受けた旨の挨拶をし、さらに老中・側用人堀大和守親審、若年寄などにも挨拶をして廻った。この日老中水野忠邦は、五大名の留守居を呼び出し次のように申し渡した。

今度利根川分水路印旛沼古堀筋御普請御手伝被 仰付付、右御用ニ相懸ケ候家来之儀、場所仕立方之

差支不相成儀者、銘々家格ニ不拘可成丈ケ人数相減、

且衣類其外旅具等ニ至迄有来を用ひ、会所小屋々々

取建等も随分軽く、諸事費を省き花美成儀決而無之

様可被致候

一右御用ニ掛候御役人江音物被相贈候儀無用可被致旨
相達候上者、於小屋場料理又者菓子・酒等差出、都
而馳走ケ間敷儀者有之間敷事ニ候条、家来江も其段
急度可被申付候

(「江戸家老日記一」)

このように水野忠邦は、工事に着手するにあたって各藩とも質素儉約を旨とすべきことを厳命した。それは工事担当役人を少なくし、かつ、不断着を着用すること、会所・小屋などを華美にしないことなどである。さらに幕府の工事担当役人に音物を贈らないこと、普請小屋では料理・菓子・酒などすべて粗食にすることも付け加えたのである。

五大名の担当区域は、六月十七日に決定した。鳥取藩は第二表で示したように、千葉郡柏井村から花島村までが担当で工事区域の中では最も難所であった。翌十八日、勘定奉行梶野土佐守良材から呼び出しを受けた留守居の和田衛守は、目付の戸田寛十郎氏榮・勘定吟味役の篠田藤四郎の列座のもと、左掲の申渡書や工事場所の絵図面などを渡された。そして、国元から役人をはじめ必要な人数を呼び寄せたのでは間に合わないので現地で対応し、来月(七月)初旬頃から工事に取り掛かることなどが申し

渡されたのである。このとき幕府は左記のように申し渡した。

利根川分水路印旛沼古堀筋御普請所、小屋場所相渡筈候間、早速役人差越し、御普請所向寄宜場所見立請取可被申、尤可成丈ケ芝地・空地等相渡さセ可申候、^(虫掛)最寄ニ無年貢之地無之、高内之地所相渡候ハ、小屋場建置し内者相当之地代金地主江相渡候様可被致候

一御普請取懸リ之儀、可成丈差急キ、凡頃合取極候ハ、いつ頃与申儀書付可被差出候、尤取掛以前場所丁張いたし可引渡候間、差急キ御普請取懸リ候様兼而手配いたし置、差支無之様可被致候

一御用ニ掛ケ候役人、姓名書付可被差出事

一今般御書付之趣有之候間、御普請中御手伝方より贈物無之者勿論ニ候得共、於場所聊之儀ニ候共、馳走ケ間敷儀一切請申間敷、尤軽キ道具たり共借用致間敷旨、掛り役人并家来之もの迄急度申渡し置候間、為心得申達候事

一御手伝方之役人江御用談之儀者、都而御目付方立会御勘定方より引合候筈ニ候事

一御普請所小屋場近所出火之節、風並次第其手当可

有之事

一 竹木其外運送之諸人足、手支無之様可被致事

一 御普請仕方之儀者、其筋役人差出し、堀割其外拂立候様可被申付候、尤御勘定方御普請役等場所付切、御勘定吟味役・御勘定組頭見廻り有之候間、

存寄候儀も有之候ハ、場所々ニおゐて無遠慮可

被申立候、勿論御普請中取締筋之儀厚相考、場所々江無用之役人等差出、不益之儀無之様可被致勘弁候事

一 御手伝方元小屋江可張置條目案別紙尅通相達候間、可被張置候事

一 今般之儀者沼内新開等之御趣意ニ者無之、水害御救、通舟便利之ため川路江開被 仰出候儀ニ付、

銘々手限普請之心得を以、場所詰合之家来格別出精実意ニ世話致し、たとひ前々場合御手伝之節之振合ニ候共、成丈ケ簡易に取斗、^御実事ニ益なく形容等之儀者、都而無用ニ可被致候事

(「江戸家老日記一」)

幕閣内で掘割り工事が具体的に検討されている様子が理解されるが、今度の掘割り工事は「沼内新開等之御趣意ニ者無之、水害御救、通舟便利之ため川路江開」くこ

とが目的であったことがわかる。すなわち新田開発ではなく、水害から村を守ることと舟運しゅうんの便利を計ることに主眼が置かれていたのである。このことは当時幕府が推し進めていた異国船に対する海岸防備政策と密接に関連しているように思われる。

掘割り工事の方法や人足雇入れなどは、すべて各大名の裁量に任されていた。幕府の当初の目安では、七月上旬に工事を開始したい方針であったため、鳥取藩では工事担当役人の陣容にとりかかった。六月十九日に江戸家老の乾八次郎が御普請御用の惣奉行を命ぜられ、また同じ江戸家老の池田兵庫介は工事の關係からと思われるが、秋まで江戸詰めの延期を申し渡された。

六月二十二日に入り、鳥取藩の工事担当役人が発表された(第三表)。江戸家老の乾八次郎が藩の全責任を負ったが、工事現場の責任者として吉村牧右衛門が添奉行を命ぜられた。添奉行の下に御普請奉行が置かれ、永田権之進と塩見織衛が勤めた。御普請御用掛りの小塩七太夫は後から任命された模様で、小奉行を兼務するよう申し渡された。その後工事が具体化し、また、工事が開始されると多くの藩役人が工事現場に投入されていたのである。

第3表 鳥取藩の工事担当役人

	名前	工事現場の職名
1	乾 八 次 郎	惣 奉 行
2	吉村牧右衛門	添 奉 行
3	永田権之進	御 普 請 奉 行
4	塩 見 織 衛	
5	和 田 衛 守	御 普 請 御 用 掛 り
6	一色太郎八	場 所 奉 行
7	浅賀丈右衛門	
8	永見官兵衛	
9	神 旦 平	元 締 役
10	加賀美寛司	勘 定 頭 役
11	浅井忠右衛門	留守居御用向助役
12	中村新兵衛	場 所 目 付
13	後藤小十郎	
14	衣笠八郎兵衛	小 奉 行
15	浅岡八十八	
16	一色 牧 太	
17	初 野 善 蔵	
18	安富与三郎	
19	山本三七郎	
20	木村鎌三郎	
21	小塩七太夫	御 普 請 御 用 掛 り

1～13の役人は、工事期間中のみ「一三奉行」と呼ばれた。（「江戸家老日記一」）より作成

手次第、⑨掘揚げ土の取り捨て場所は印の杭が立ち、差図がある、⑩工用品は現地での購入を含めて、前掲④のとおりに幕府入用で買い上げて渡すが、なお幕府勘定方と相談すること、⑪普請小屋建設の職人は江戸から連れていき、小屋場に堀井戸を二か所掘る。⑫諸小屋の用地を受け取りに来た役人の旅宿は百姓家を借

翌二十三日、水野越前守忠邦は留守居を呼び出し、工事は取り掛りから一〇か月で完成させたい旨申し伝えた。当初幕府は、かなりゆとりのある日数で工事を推進させたい意向であったことがわかる。この段階では工事の開始日は幕閣内でも具体化しておらず、この間、幕府の工事担当役人は五大名に一日も早く持ち場を引き渡すために、杭打ち作業に追われていたのである。

六月二十七日、鳥取藩は工事に着手するに当り、工事現場の責任者である添奉行をはじめ、御普請奉行・場所奉行・場所目付・小奉行などに、次の一四か条の申し渡

しを行った。

①普請所小屋は江戸で切り組んでも、現場で木品を買い上げても勝手次第、②工事取り掛りの頃は追って申し渡す、③詰所の用地は幕府代官・勘定から引き渡しがあ、④工事に係わる諸品は幕府の入用をもって買上げて渡す、⑤掘割り人足は国元より呼び寄せるが、もし不足などのときは現場で雇ってもよい、⑥工事の完成は歛入れから一〇か月を目当てにする、⑦工事担当役人の着衣等はなるたけ手軽にする、⑧工事担当役人が工事現場へ出張のときの着衣は羽織・野袴・股引・半纏はんてんなど勝

り受け、また、工事現場での届物は現場の幕府勘定・目付に差し出す、⑬場所受け取りや御用呼び出しのときの着衣は羽織・野袴、急用のときは半纏・股引でもよい、⑭幕府の勘定奉行などの現場での送迎その他は現場で達しがあり、そのときの着衣は羽織・野袴、以上が藩からの申し渡しである。工事にあたって細部にまで配慮している様子がわかる。

さらに藩は、添奉行・御普請奉行・勘定頭に対して、次のように申し渡した。

一 印旛沼御普請小屋場の儀、新規取建ニ不及、寺院
又者百姓家ニ而も借受、小屋場ニ相用候儀勝手次
第二可致旨、尤相對ニ而者整兼候筋茂可有之哉ニ
付、於場所詰合御勘定方江可申談旨、併可借受寺
院・百姓家不足ニ候ハ、可成丈ケ手輕ニ取建可
申旨

一 此度御普請ニ付、村々願筋之儀申出候共、支配御
代官江可相願旨及挨拶、決而請取申間敷旨

一 御普請仕様帳之儀者、追而御渡可有之候得共、猶
取懸リ之上時々聊宛之模様替も可有之候間、兼而
其旨相心得、且又御普請出来形清帳仕立方之儀一
筆ニ無之候共不苦候間、紙并箱等之儀も無益之入

用不懸様、諸事手輕ニ仕立可差出旨、尤追而御案
文御渡可有之旨

(「江戸家老日記一」)

鳥取藩にとって幕府から突然申し渡された印旛沼掘割り工事は、藩財政を極度に圧迫した。そのため極力経費削減の方針がとられたのであるが、普請小屋に対しても基本的には地元の寺院や百姓家を借用する方策がとられた。また、普請の仕様帳について、工事が着手されたあと、計画が変更される場合があることを述べている点に興味深い。紙・箱などにいたるまで、無駄な支出をしないように申し渡したのである。

この日新たに小寺小右衛門が御普請御用掛り、石谷次平が普請所巡行役を命ぜられ、さらに帳奉行の山本三兵衛・奥到来の宮川源次郎など一九人が御普請所御用掛りを命ぜられ、現地での書記・根帳役・たばこ役などの勤務を申し渡された。また、本道(内科)・外科兼任の町医者一人を雇い、現地に派遣することもはかられた。

六月二十九日、鳥取藩の工事担当役人一三人の名前が、老中水野忠邦をはじめ勘定所・町奉行・目付に届けられ、正式に担当役人となった。この一三人は工事期間中のみ一三奉行と呼ばれた。前掲第三表中の場所目付後藤小十

第4表 鳥取藩の工事担当役人数

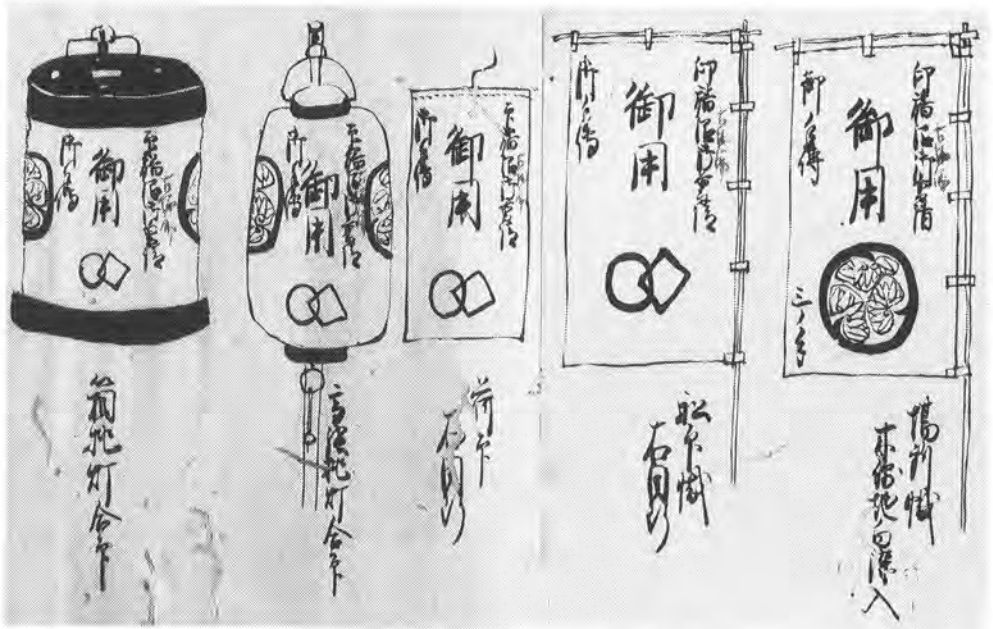
職名	人数
惣奉行	1
添奉行	1
御普請奉行	2
留守居物頭	1
留場所奉役	3
元締役頭	1
勘定役頭	1
留守居御用向助	1
留場所目付	2
小右奉行	8
日記方諸調	1
医見込役	1
御普請見込役	1
日記行書記	1
添留守居方	1
元締下方	1
元役徒	1
門徒	4
坊人	15
割上方	2
坊作	1
足中	2
	60
	100
合計	215

(「江戸家老日記一」)より作成

郎より上記の人たちである。即ち惣奉行の乾八次郎、添奉行の吉村牧右衛門、御普請奉行の永田権之進・塩見織衛、留守居物頭(前は御普請御用掛り)の和田衛守、場所奉行の一色太郎八・浅賀丈右衛門・永見官兵衛、元締役の神且平、勘定頭に加賀美隼人(二十八日に寛司を改名)、留守居御用向助役の浅井忠右衛門、場所目付の村新兵衛・後藤小十郎、以上の一三人である。

さらにこの日、次のような人足・諸品が工事現場に送られることになった。仮押二人、小使六人、鉄引六人、御門下番足軽八人、足軽一〇人、鳶の者一〇人、高張提灯四張、御鷹一本、梯子大小二脚、竜吐水一指、大張子一荷と小張子七〇入、釣瓶二つ、指合担桶一荷、以上である。

七月上旬に工事を開始したいとする幕府の目論見は、諸事情が重なり困難な状況になっていった。七月に入る
と国元からも工事担当役人が任命され、江戸に向った。
安達辰三郎は普請場勘定頭、西村五左衛門は普請場巡行
役、福田儀助は普請場銀奉行・呉服奉行・紙奉行・積役
兼務を命ぜられた。松本半之助・谷口治郎左衛門・儀三
郎・助三郎・幸次郎なども御普請御用を申し渡され、他
の江戸詰め役人とともに十三日に江戸へ向け出発した。
一方、江戸屋敷ではいつ工事が開始されるとしても間
に合うように、着々と準備が進められていった。七月四
日、諸士以上の工事担当役人は誓詞を仰せ付けられた。
それより前、六月二十九日に留守居の真崎八郎は、第四
表に示した工事担当役人を現地派遣したい旨幕府に伺



箱桃灯合印

高張桃灯合印

荷印

松印幟

場所幟

荷印・幟は木綿地白染入

(鳥取県立博物館蔵「江戸家老日記二」より)

いを立てた。これに対して七月六日に幕府は、「書面人数之儀、小奉行以下軽輩之分者、御普請差支不相成候ハ、成丈ケ人数減可被致候」(「江戸家老日記一」)と申し渡した。

さて、鳥取藩の最終的な工事担当役人は、実に二一五人に達した。しかし、その七割以上の一六〇人は、足軽・中間などの軽輩であった。このうち惣奉行は「当御地(江戸)ニ罷在、万端御用向差配仕」、御普請奉行のうち一人は江戸詰め、元締役は「用向見斗為引取、当御地ニ而相勤」、小奉行は「内徒頭・作事方非常手当方兼」、日記方諸調役は「用向ニ寄、彼地江も差越御用相弁」などの勤務があった(「江戸家老日記一」)。

七月九日に藩役所は、現地への出発が間近に迫ったため、用意金を配分した。それによると添奉行の吉村牧右衛門に五〇両、以下、永田権之進と和田衛守は三〇両、場所奉行三人は二五両ずつ、神且平・加賀美隼人・浅井忠右衛門は二〇両ずつ、場所目付の二人は一五両ずつ、小奉行の八人は一〇両ずつ、そのほか軽輩の諸役人へもそれぞれ用意金が渡されたのである。

十四日になると、千葉郡北柏井村の名主新右衛門宅で幕府勘定の愛知升七郎と和田衛守との間で、小屋場と林

息地の土地引き渡しが行われた。それによると南柏井村には二五坪の役人休息所一か所、一七坪の役人の供人控所二か所、北柏井村では字「ほつこめ」という畑地一〇〇坪、それに人足置場六〇〇坪であった。そして七月十八日と十九日にかけて、工事担当役人はすべて江戸を發つて工事現場に下向したのである。

この間現地では、すでに留守居物頭の和田衛守・留守居御用向助役の浅井忠右衛門らが、幕府工事担当役人や地元の南・北柏井村の農民らと協議を重ねていた。七月十七日に勘定吟味役の篠田藤四郎は五大名の留守居を呼び出し、十八日に丁場（工事現場）を引き渡し、二十三日に鍬入れをする旨申し渡した。ここに印旛沼の掘割り工事が五大名の手によって開始されていくのである。

鍬入れに鳥取藩は、六〇〇人余りの人夫を動員した。人夫の労働については、暑い時期は毎朝六ツ時（午前六時）に取り掛り、夕方八ツ時（午後二時）に終了する。しかし、仕事の都合によっては未明から手元が見えるまで労働に従事させるよう幕府勘定により差図がある筈とされていた。さらに幕府勘定の渡辺左太夫と丹内伝助は、人夫は拍子木で集めること、仕事の取り掛りは太鼓、休息及び昼食は鐘で、ともに五つ打って合図すること、晩

の引き揚げは鐘で合図するように申し渡した。また、この藩の人夫かを区別するために、鳥取藩では「因州」と書き、[㊦]と焼印を押した木の小札を腰につけさせた。堀床は幕府から全行程一〇間と決められていたが、鳥取藩が担当した掘込みの深さは、二丈八尺から三丈余りであった。

工事の経過は、その都度工事担当責任者の添奉行吉村牧右衛門から、飛脚をもって江戸屋敷に報告された。七月二十八日に江戸屋敷に届いた吉村牧右衛門の報告書を見ると、二十五日に勘定奉行梶野土佐守良材はじめ幕府の工事担当役人が、揃って工事現場を検分したこと、この日掘割り七か所に人夫一四〇五人を投入したことなどを記し、さらに勘定の土肥伝右衛門から次のようなことを申し渡された旨を記している。

一朝取懸り六半時、夕引揚ケ七ツ時、炎暑之内日中之休ハ、少しゆるやかニ致シ、右代リニ八時之休ニ仕うめ候

一^細切其外入用之俵ハ差懸り入用之節、此御方ニ而御買上、追而代金御渡被下ニ而

（「江戸家老日記一」）
また、勘定奉行梶野土佐守良材は、五大名の工事担当

役人を精勵させる意味合いも含めて、次のように申し渡した。

利根川分水路印旛沼古堀筋御普請所御手伝丁場之儀者、先達而申達候通被相心得、其節相渡候仕様帳之趣を以、猶仕様勘弁之上銘々致出精、成丈仕立方抄取候様可被致候、尤場所懸り支配向江も厚申含置候間可被談候

(「江戸家老日記一」)

幕府が並々ならぬ決意をもって、印旛沼の掘割り工事に取り組んでいる様子がわかる。

八月に入ると工事は本格的に進捗していった模様で、鳥取藩では相次いで工事担当役人を現地派遣し、工事の早期完成に努力したのである。六日には国元から派遣された普請所見廻り役の松本半之助、普請掛り助役の谷口次郎左衛門ら五人が、江戸屋敷を出発して現地に向った。翌七日に到着した添奉行の吉村牧右衛門の報告書によると、幕府の工事担当役人から三〇〇〇人余りの人夫を動員して、一〇か月の予定を五か月ほどで完成させるよう内々に申し聞かされたこと、工事にかかる大凡の入用見積帳の提出を求められたことなどを記している。幕府は当初、工事期間を一〇か月と見込んでいたが、こ

に来て早期完成の方針に転換したのであろう。

幕府の工事責任者である町奉行の鳥居甲斐守耀藏・勘定奉行の梶野土佐守良材などを中心に、現地役人が工事の方針を転換しようと考え出したのは八月下旬頃のことである。梶野良材は、各大名が分担した工事の現状を把握するため、掘割りの両側面・橋、それに今までに掘揚げた坪数などの調査を命じた。そしてこの取調帳を持参して十四日に江戸に発った。その前日に鳥居耀藏が勘定奉行を兼務して勝手方を命ぜられた。

鳥居耀藏と梶野良材は、老中水野忠邦に堀床・工事期間の短縮などについて具申したようである。これに対して水野忠邦は、五大名の留守居に入用見積書の提出を命じた。これを受けて八月十九日、鳥取藩留守居の真崎八郎は次のように申し上げた。

此度御手伝被 仰付候御普請所堀割入用、凡積申上候様御達之趣奉畏候、右者堀割仕立方手馴候者共江取調させ候処、観音前辺深洌も有之余程手数も相掛り、此節入用辻見居も付兼候儀ニ候得共、大凡入用金六万五千五百兩余ニ茂相成可申哉之旨、御普請所出張役人共より申越候、尤堀割一通り之見込ニ御座候、此段申上候、以上

〔江戸家老日記二〕

花鳥観音前の難工事があり、現地の工事担当役人は総経費を六万一五〇〇両余りと見積って江戸屋敷に報告したのである。同じ日に鳥居甲斐守耀蔵は、五大名の現地担当者に堀床を三間短縮して七間にした場合の新規見積帳の提出を求めた。これを報じる書状は江戸屋敷には十日後の二十九日に伝えられたが、翌晦日に留守居の嶋村早馬はその趣旨に沿って水野忠邦に届け出た。

印旛沼分水路古堀筋御普請、因幡守持場堀割上口切揚者、荒方相済候処、此度御模様替川床七間之割を以、積り方差出候様、鳥居甲斐守様より御達有之候付、減し方取調候処凡入用高左之通

金四万三千貳百八拾両壹歩余

〔江戸家老日記二〕

堀床を七間にした場合の入用高は、四万三二八〇両一分余りと見積もったのである。鳥居耀蔵の堀床を七間に短縮する案に対して、鳥居・梶野と水野忠邦との間で激しい確執があった模様であるが、結果的には水野が折れて、以後、堀床七間で工事が進められることになった。

幕閣内で工事内容の転換を協議している間も、工事は続けられていた。現地の工事担当役人の間で、八月十三

日からは五〇〇〇人ぐらいの人夫で取り掛かなければ、期間中に工事が終わらないとささやかれはじめた。実際、工事は困難をきわめた。しかも、厳しい暑さの中の工事であったため人夫が思うように集まらなかった。また、既に働いている多くの人夫が病気になる、中には大病の者も出る有様であった。添奉行の吉村牧右衛門は、病人を二日間休ませて薬を与えるよう命じたのである。他の大名の工事現場でも同じような有様であったが、出羽国鶴岡藩では、薬を施したために人夫の集り方が非常に良かったという風聞がたった。

九月十二日、梶野良材は留守居を呼び出して水野忠邦の趣旨を伝えた。その内容は厳寒の季節になると人夫は格別に難儀するので、十一月頃にはすべての工事を完成させよとのことであった。また、勘定組頭の金田小三郎は口達で、今後、より多くの人夫を出して十一月の完成を目ざし、もし難所があるならばいつ頃までに完成するのか申し出るように伝えたのである。

九月に入ってから「江戸家老日記二」には、工事現場の具体的な様子については書かれていない。しかし、この間に江戸から工事現場への出張等工事担当役人の動きはかなりあった。

幕府は十一月中の完成を目ざして五大名に工事の出精を促したが、難工事の場所を受け持った鳥取藩にとつては非常に困難な状況にあった。そこで現地の工事担当役人の一人である留守居物頭の和田衛守は、九月二十四日に工事の実情を勘定奉行の梶野良材に次のとおり訴えた。

御普請皆出来頃合之儀、雨天并臨時等無御座候者、来ル十一月中二者皆出来可仕、自然難所も出来候者、其時宜ニ寄月数相延候儀も可有御座哉茂難斗旨、先達而申上置候処、此度御達之趣茂有之候付、猶又格別出精可仕奉存候処、自国与茂違ひ万事不手馴、且追々寒氣ニ茂相向ひ候ニ付、人足共江茂手当等致遣し、尤御入用之儀者差心得居り、御差図ニ随、成丈成功為抄取候様相励罷在候得共、丁場内一鉢水場ニ而掘込候程次第ニ水吐方不便利ニも相成、其上追々臨時之場所も相見へ、此上如何様手戻リニ可相成哉茂難斗奉存候、依之当時之姿ニ而者皆出来頃合見込付不申儀ニ御座候、此段申上候、以上

(「江戸家老日記二」)

和田衛守は工事完成の見込みが立たない実情を具体的に述べ、梶野良材に方策を請うたのである。鳥取藩が担当した花島村から柏井村の区間は、工事区間の中で勾配

が最も急な地区で、加えて腐葉土に似た土性であったため、掘っても掘っても涌水によって崩されたのである。まさに自然に泣かされた難工事の場所であった。

九月二十四日、鳥居耀蔵・梶野良材のもとで、幕府の工事担当役人として活躍していた目付の戸田寛十郎氏榮が、突然駿府町奉行に移るように、工事現場で申し渡された。

五 掘割り工事による鳥取藩財政

外様大名で三二万石を領有していた鳥取藩池田氏であったが、江戸時代前期からすでに赤字財政におちいつていた。その後も借財は嵩む一方で、天明期(一七八一―一七八八)には、古借・新借を合わせて約二万六〇〇〇貫の借銀を抱えていたのである。鳥取藩政上でもっとも多くの借銀を抱えていたのは文政期(一八一八―一八二九)といわれ、まさに財政破綻の状況にあった(『新修鳥取市史』第二巻)。鳥取藩の天保十四年(一八四三)の印旛沼掘割り工事は、財政難にあえぐ中、幕府から一方的に命ぜられたのである。

このような藩財政であったため、六月二十五日に藩は在府の家臣に掘割り工事に対する心構えとして江戸屋敷

中に左掲の触書を回したのである。

この触書は国元の家臣にも回達されたものと思われる。

此度印旛沼御普請御用被為蒙 仰候、重キ 御
公務之儀ニ候得者、御屋敷中諸事兼々被 仰出候
御法度之趣嚴重ニ相守、火之元別而入念候様ニ末々
迄堅可被申付候

一御在府之儀ニ者候得共、当時御省略中御人少之処、
急成御用筋之儀ニ付、御番御使者等其外不相応之
儀も可被 仰付候間、此度之儀何連も格別出精致
し可被相勤候
右之趣被 仰出候間、被得其意末々迄堅可被申付
候

(「江戸家老日記一」)

即ち江戸屋敷での法度を嚴重に守ること、藩政改革中のため人数も少ないが、御番・使者そのほか不相応の勤めに対しても出精することなどを申し渡し、藩が一致団結して掘割り工事に着手する姿勢を示したのである。

工事の準備が進められている最中の天保十四年七月四日、鳥取藩役所は「此度 御公務被為蒙 仰候処、御急手之御入用有之ニ付、左之通御用銀被 仰付旨」(「御国日記二」)として、藩領内の町に御用銀を賦課した。

それによると、城下のある鳥取町に最も多く銀二五〇貫、米子町に一〇〇貫、倉吉町に五〇貫、松崎町・八橋町・浦留町にそれぞれ一〇貫、合計銀三三〇貫を申し付けた。文中にいう「御公務」とは、もちろん印旛沼掘割り工事である。同時にこの日、藩はやはり「御公務」を名目にして、藩領内に五分の増米を命じたのである。工事費用をいかに捻出するかが、国元の藩首脳にとっては大きな課題であった。

江戸屋敷では幕府からの要請で、掘割り工事の準備に追われていたが、一方で国元では江戸屋敷から送られてくる情報に対処し、七月七日には郡代に次のように申し渡した。

此度御普請御手伝被為蒙 仰候得共、御用捨を以分而御用銀者不被 仰付、尤御時節柄不時御公務之儀ニ付、為冥加身元相応差上申度もの共者、当月中願出候様可申渡旨郡代江申渡之

(「御国日記二」)

掘割り工事を仰せつけられたが、在方には御用銀を申し付けなければ、冥加金として身元相応に出したい者がいれば、当月中に願出よというのである。

七月十一日になると、藩役所の要請に応じる者が現れ

第5表 金銀の差出人

金額	名前	金額	名前
金 10 両	町庄屋・衣川忠三郎	金 20 両	大津屋・又 蔵
金 2 両	大目代・升屋・源兵衛	金 10 両	加路屋・喜一郎
金 10 両	大目代・油屋・文右衛門	銀 600 匁	近江屋・忠兵衛
銀 10 貫	直触・大谷文次郎	金 10 両	米屋・重郎兵衛
銀 10 貫	石井昌平	金 7 両	秋里屋・清三郎
金 50 両	田中甚右衛門	金 600 両	浜田屋・甚右衛門
金 100 両	田中甚次郎	金 1 両	独礼・灘屋・伝左衛門
文銭 10 貫	井上平蔵	金 30 両	海老屋・清左衛門
金 100 両	竹内栄次郎	金 2 分	松屋・源左衛門
金 2 両	武田安左衛門	金 1 両	若木屋・庄兵衛
金 1 両	村川宗録	金 120 両	槌屋・次助
金 1 両	内田忠兵衛	金 1 両	平福屋・重次郎
金 50 両	間嶋惣兵衛	金 1 両	連座・山家屋・太郎兵衛
金 100 両	高橋伝右衛門	金 2 両	戎屋・闌四郎
金 3 両	吉田屋・佐兵衛	金 7 両	坂本屋・元七
銀 300 匁	塩屋・彦兵衛	金 1 両	加路屋・甚三郎
金 70 両	塩屋・十兵衛	金 1分2朱	瓦師・嘉兵衛
金 1 両	宝来屋・七郎次	金 30 両	大和屋・久兵衛
金 1 両	福嶋屋・又四郎	金 2 分	亀甲屋・五郎助
金 20 両	嶋屋・九兵衛	金 2 両	福嶋屋・三右衛門
金 200 両	秋里屋・藤左衛門	金 2 両	小山屋・九兵衛
銀 500 匁	宮城屋・七左衛門	金 4 両	米子屋・藤六
金 40 両	若木屋・市右衛門		
合計	金1611両1分2朱・銀21貫	400匁・文銭10貫	

(「御国日記二」)より作成

た。この日、藩の町奉行から町人の中に国恩として金銀などを差し出したいと願う者がいるという申し達しがあつた。藩役所はもちろんその願いを了承したのであるが、これをまともたのが第五表である。金銀を差し出した町人は四五人を数えるが、最高は浜田屋の甚右衛門で金六〇〇両であつた。以下、秋里屋の藤左衛門が金二〇〇両、石井昌平と直触の大谷文次郎がそれぞれ銀一〇貫(金一両に銀六〇匁の場合)、槌屋の次助が金一二〇両、田中甚次郎と高橋伝右衛門

がそれぞれ金一〇〇両と続いていた。合計すると、金一六一一兩一分二朱・銀二一貫四〇〇匁・文銭一〇貫文に達した。

このうち六〇〇両を出した浜田屋甚右衛門は、天保三年にも一〇〇両を上納し、のちに直触・米問屋ならびに米相場役頭などを勤めていた。そしてこの時に五人扶持を下賜された。秋里屋藤左衛門は、天保三年に五〇両、同八年に銀三〇貫をそれぞれ上納し、このとき二人扶持を下賜された。大谷文次郎は天保七年から三年間にわたって町御用場銀根取締り役で給米三五俵、石井昌平は一代限り苗字帯刀御免・一〇人扶持・給米三〇俵であった（『新修鳥取市史』第三卷）。いずれも藩領内では有力な町人として君臨していたのである。

第五表の金銀上納者に対して藩は、八月十一日と十八日にそれぞれ褒美を下賜した。また、八月十八日には町年寄の若林弥十郎が金一〇両、同役の松村左一郎が文銭五〇貫文、同役の玉川助左衛門が金一〇両を、やはり国恩として藩役所に上納した。

国元で臨時出費の金策に苦慮していた頃、江戸屋敷でもその対応に頭を痛めていた模様である。留守居の真崎八郎の行動として七月九日の「江戸家老日記一」に、

一真崎八郎儀、和田衛守・浅井忠右衛門兩人共、御普請所出張中馬喰町御拝借金之御用向取扱被仰付旨、切紙を以申渡之、其段御用人を以申上置之、其旨衛守・忠右衛門江も申聞置之

という記載がある。普請所に出張中の留守居物頭の和田衛守と留守居御用向助役の浅井忠右衛門が、幕府の公金貸付所、即ち馬喰町拝借金の御用向取扱いを仰せつけられたというのである。鳥取藩は幕府の公金貸付所を利用するにあたり、現地で諸経費の見積りが立つ和田衛守と浅井忠右衛門を御用向取扱い役とし、公金貸付所との交渉は留守居の真崎八郎が担当したのである。

藩領内諸村には五分の増米を命じた。九月六日以降、郡奉行らは伯耆国久米郡弓原村の大庄屋岩本直右衛門、同国八橋郡瀬戸村の大庄屋竹信佐五右衛門、同国汗入郡下市村の大庄屋橋井富三郎らに増米の趣旨を説明し、村々へ説得させるように申し渡したのである。

藩の増米要請に対して伯耆国の大庄屋・手代などが村々に申し渡したところ、了承したという返答を得た。九月九日に伯耆国会見郡車尾村の大庄屋深田喜左衛門宅に止宿した吟味役・郡奉行は、大庄屋・宗旨庄屋・手代などを呼び出して次のように申し渡した。

第6表 領内諸郡差出金銀

国名	郡名	金額
因幡	美井	銀6貫407匁
	岩井	銀8貫
	法美	銀9貫149匁
	八上	銀14貫700目・金8兩
	八東	銀16貫698匁
	気多	金182兩・銀4枚
	高草	銀10貫770目
	智頭	銀3貫600目
伯耆	河村	金354兩
	久米	金369兩1分
	八橋	銀31貫310匁
	汗入	金624兩
	会見	金810兩
	日野	金500兩
合計		銀101貫634匁・銀4枚 金2847兩1分
金に直して		金4385兩・銀6匁9分5厘
別段	会見 八東	金438兩2分2朱 銀125匁

気多郡の「銀4枚」以外は、銀は「銀札」である
 (「御国日記二」)より作成

いだ。伯耆国汗入郡の大庄屋田中六郎兵衛は、以前に一九五兩、九月八日に二〇〇兩を上納した。同十四日に同国日野郡の大庄屋近藤平右衛門は、以前に三五兩、この日に一〇〇〇兩、同国同郡の木下方作は一〇〇〇兩をそれぞれ上納した。翌月の閏九月十八日には、藩領全郡からの上納金銀が

此度 御公務被為蒙 仰、莫太之御物入被為在候段奉恐察、先頃出精銀差上度相願、奇特之事ニ付御聞届相成候処、当年柄立毛茂宜見居付候を以、高ニ五歩通差上米致し度願出候段、重々志厚神妙之至ニ付、追々達 御聞候、在中之儀者別而御厭被遣度之処、此度者大数之御物入ニ付、旁願之通御聞届相濟候間、持高二式分五厘、作高二式分五厘致上納候様被 仰出候

(「諸事控二」)

この触れ出し以後、領内の富農層からの上納金が相次

集計された(第六表)。因幡国八郡・伯耆国六郡で、合わせて金四八二二兩二分二朱、銀一三一匁九分五厘に達した。これに加えて前記のとおり汗入郡の大庄屋田中六郎兵衛は二〇〇〇兩、日野郡の大庄屋近藤平右衛門は一〇〇〇兩、同郡の木下方作は一〇〇〇兩をそれぞれ上納したのである。彼ら高額上納者に対して藩は、閏九月十二日褒賞を行った。それによると、木下方作は大庄屋・七人扶持、近藤平右衛門は七人扶持、倅寿一郎は大庄屋添役・苗字帯刀御免、田中六郎兵衛は一〇人扶持・代々帯刀御免をそれぞれ申し付けられた。

掘割り工事によるしわ寄せは、農民だけでなく当然家臣にも振りかかった。

ある。

六 工事の中止と鳥取藩

①此度御普請御用被為蒙 仰候処、御勝手連年御不如意之上近来打続莫太之御物入差湊候ニ付、御家中之面々難儀之段者被遊 御承知候得共、今来年物成八(分)歩通被成御借増旨被 仰出候

②今来年物成八歩通御借増被 仰出候処、高百四拾石以下之面々、右割合を以差上候而者、残納所少ニ而

可致取統様有之間敷ニ付、右上米割合之上御蔵米切手を以、少々之御戻米可被遣間、追而御勘定所相尋可申候

(「諸事控二」)

前者が九月二十五日の条、後者が閏九月十二日の条である。このような内容の記載は、「諸事控二」のほかにも「江戸家老日記二」・「御国日記二」などになりに出てくる。つまり、藩は家臣に一率八分の借り増(歩引き)を命じたのである。しかし、一四〇石以下の家臣は生活がより苦しくなるので、少々之戻し米を与えるというのである。

このように印旛沼の掘割り工事は、鳥取藩の藩領農民だけでなく、家臣にも重い負担としてのしかかったので

掘割り工事が順調に進み、かなりの部分が完成に近づいていた頃、即ち天保十四年九月二十九日から三十日にかけて工事現場は大風雨に見まわれた。このときの様子を留守居物頭の和田衛守は、閏九月一日付で江戸藩邸に次のように報告している。

昨朔日左之通御勘定奉行梶野土佐守殿江御届ニ相成候段、添奉行并御留守居より申越之、一昨廿九日より雨降続、昨夜より之大雨、今曉ニ至り強風ニ相成、二ノ手(種)より之水ニ而同所丁場境^種切押流水廻シ、堀所々ぐへ崩水押入、川床一面満水仕、深サ六、七尺ニ相成申候、依之水替方ニも当惑仕候儀ニ付、堀込等者猶更出来不申、且堀筋左右所々三、五十間宛割下りくべ崩場御座候ニ付、御見分之上宜御差図可被成下、此段申上候、以上

(「江戸家老日記二」)

雨風により二の手側から出水して、丁場境(庄内藩との工事現場境)の締切りが押流された。堀の柵は崩れて水が入り、堀床は一面満水となりその深さは六、七尺に

達したのである。天明期の掘割り工事の失敗を思い起すような、何か不吉な前兆を漂わせる大被害であった。

閏九月三日に和田衛守は、勘定奉行梶野土佐守良材などに被害届を提出した。それによると掘割りは、西側は七七番杭上下・法の内・八一番杭上下、東側は七七番杭下・七八番杭下・七九番杭下・八一番杭下・八二番杭・廻し堀・八二番杭上下・八三番杭下・八四番杭下・八五番杭下の箇所で被害が出た。元小屋（役人の小屋）構内にある足軽小屋は、桁行二六間・横二間の内、桁行一二間が吹倒れた。人夫小屋は桁行一六間・横四間のものが一六棟吹倒れ、桁行七間・横二間のものが一棟吹倒れた。以上が鳥取藩の被害である。

復旧には一五日ほど要したが、お手伝普請が中止になった直後に出された報告書によると、「押出し・吹上共土坪」は三八七坪三合四勺・人足二二六九人一分四毛・賃銀八貫六七六匁四分二厘、「両側切揚坪」は四五一七坪八合七勺・人足一万六九四二人一厘二毛・賃銀六七貫七六八匁五厘、締めて金にして二二七四兩・銀四匁四分七厘であった。このような多額の金銀が復旧作業のために消え、この間、掘割り工事は全く行われなかったのがある。

五大名が復旧作業に当たっていた頃の閏九月十三日、「宿老水野越前守忠邦国政の事不正の趣あるに由て職とかれて。前の如く鴈間席を命ぜられ。御前をとゞめ」

（『続徳川実紀』第二篇）られた。水野忠邦の失脚は、上知令などによる幕閣の対立抗争と天保改革の失敗に対して責任をとらされたものである。印旛沼掘割り工事の最高責任者水野忠邦の老中罷免は、工事そのものの中止に等しかった。十五日には勘定吟味役の篠田藤四郎が「其職の事を咎められて職放たれ。禄五十苞を収められ。小普請に入れ逼塞せしめ」（同右）られた。

そして閏九月二十三日の夜、老中土井大炊頭利位は五大名の留守居を呼び出して、大名お手伝普請の中止を申し渡した。

利根川分水路印旛沼古堀筋御普請之儀、 思召有
之候付、場所御手伝之儀ハ被御免、 公儀御普請
ニ被 仰付候間、出金高并家来其外引弘方之儀、委
細梶野土佐守可被承合候

（『江戸家老日記二』）

ここに大名お手伝普請は中止となり、代って公儀普請として幕府が引き継ぐことになったのである。工事の中止が発令されると鳥取藩はすぐに工事現場と国元に飛脚

を走らせた。

閏九月二十七日、工事現場に在勤していた四大名（この時既に工事の終了していた秋月藩黒田氏を除く）の留守居は、工事現場の今後について勘定奉行の梶野土佐守良材および勘定の大竹伊兵衛に伺いを立てて、その差図を求めた。伺いは次の五項目である。

① 一 丁場境其外^{（細）}切共取払可申哉、且又其俣差置可申哉

② 一 丁場御引渡仕候儀ニ御座候哉、且又御引渡日限等

御差図被成下候様仕度事

③ 一元小屋始諸小屋々都合次第、取払候而も不苦儀ニ御座候哉

④ 一元小屋并人夫小屋地所地主江引渡候而可宜哉、且

又御役人中様江御引渡仕候儀も御座候哉

⑤ 一 御普請ニ相用候諸品、御用弁ニも相成候者其俣差置可申哉

（「江戸家老日記二」）

五か条にわたる留守居の伺いに対して梶野らは、①については「^{（細）}メ切二間程」、②については「別段引渡無之、元小屋地所請取相済候者、^{（傍）}傍示杭拔置可被申候」、③に對しては「休息小屋之儀者、先見合置、其外可為勝手候」、

④に對しては「地所立会之上可被相渡事」、⑤に對しては「此分者追而差図有之由」と申し渡した。お手伝普請から公儀普請へと替わり、引き続いて掘割り工事が進められたため、工事を担当した大名は今まで使用してきた諸施設の取り扱いに苦慮していたのである。

工事が中止となり事後処理を行っていた工事現場の役人に対して鳥取藩は、十月三日「旁難儀之様子ニ相聞候付、於同所当分左之通御取替被遣旨承届之、尤苗字付以上者追而返納致し候様、無苗字之者共江者被遣切之儀夫々可申渡」（「江戸家老日記二」）として、苗字付け以上の家臣に對しては前貸し、無苗字の者へは下し金を行つた。それによると、添奉行は二五両、御普請奉行と留守居は一五両、場所奉行は二二両二分ずつ、加賀美隼人は一〇両、場所目付は七両二分ずつ、小奉行は四両ずつ、御目見徒は二両ずつ、御用方徒は一両ずつ、弓徒・坊主の苗字付けは一分二朱ずつ、中書の者は二分ずつ、鉄砲の者は一分一朱ずつ、小人は鳥目一貫二〇〇文ずつであった。十月五日から追々工事現場からの帰府がはじまり、この日二人、六日に一人、七日に一人、八日に七人、十五日に六人、十六日に二人、十八日に一人、十九日に一人、それぞれ帰府した。そして留守居の真崎八郎は、

工事現場に詰めていた家臣は十八日までにしてすべて引き払った旨、勘定奉行に届けたのである。

この間の十月十六日に、幕府へ丁場（工事現場）の引き渡しが行われた。

一 御場所諸入用堀割坪数取分ヶ帳面ニ仕立、昨日大竹伊兵衛并御目附方江茂差出し候旨、且又堀割諸

道具・竹木類 公辺江差上之分茂不残御役人中

江差出候旨、是迄之諸事御入用高左之通

一 合金貳万六千二百六拾兩壹歩（分）

永八拾六文七歩（分）

一元小屋地所并御場所共、昨日 御役人中立会ニ

而増田金五郎殿江御留守居より右兩所共引渡万々

相濟、右ニ付 此御方出張御役人末々迄今十七

日引取、其段右金五郎殿并御目附方江申届候旨

一 去月二日大風雨之節、御丁場江建置候左之品々吹

散シ難相分旨、大竹伊兵衛并御目附方江申達候旨

一 葵御紋付式巾幘 式本

一 丸角御印付式巾幘 壹本

（「江戸家老日記二」）

丁場引き渡しに当って工事現場の役人は、工事の諸入用・掘割り坪数などを調べて勘定の大竹伊兵衛および目

付方に差し出した。これまでに鳥取藩が支出した総経費は、二万六二六〇兩一分と永八六文七分であった。元小屋の土地ならびに普請場は役人立会いのうえ、留守居から勘定組頭の増田金五郎に引き渡されたのである。この丁場引き渡しは、翌十七日に留守居の真崎八郎から、御用番ならびに勘定奉行に届けられ、ここに正式に工事引き渡しが完了したのである。

十一月に入ると国元から掘割り工事の現場に派遣された家臣の帰国が始まった。同時に、工事に係わった家臣への褒賞が行われたのである。

十一月八日、江戸藩邸に居て惣奉行を勤めた家老の乾八次郎は、講釈前の居間において羽織・熨斗のしほ目・小袖をそれぞれ一枚ずつ下賜された。添奉行を勤めた用人の吉村牧右衛門は羽織・小袖をそれぞれ一枚、留守居物頭を勤めた留守居の和田衛守は小袖一枚を下賜された。以下、永田権之進は小袖一、一色太郎八・浅賀丈右衛門・永見官兵衛は小袖一（一色はのち上下一かみしも追加）、堀又兵衛は上下一、加賀美隼人・浅井忠右衛門・中村新兵衛・後藤小十郎・安達辰三郎・西村五左衛門・福田儀助・神且平は小袖一をそれぞれ与えられた。

また、小奉行などの軽輩の家臣にもそれぞれの賜物が

あつた。一色牧太・木村七兵衛・安富与三郎・山本三七郎は小袖一・銀五枚（山本はのち銀五枚追加）、衣笠八郎兵衛・小塩七太夫・小寺小左衛門は小袖一・銀三枚（小塩はのち銀一枚追加）、浅岡八十八・初野善蔵・石谷次平・山本三兵衛、清水次右衛門・生駒文右衛門は拾一（山本はのち金二〇〇疋追加）、そのほか上下一と金二〇〇疋が四人、拾一が二人、金四〇〇疋が一人、金三〇〇疋が二人、金二〇〇疋と金一両が二人、金二〇〇疋が六人、金一〇〇疋が五人、銀三枚が一人である。但し金四〇〇疋 \parallel 金一両 \parallel 銀六〇匁の關係にある。

このように藩役所は、工事に関与した者には身分の上、関与した期間の長短に係わらず褒賞を行った。

特に現地に逗留して工事を担当していた一三奉行に対しては、藩は特別にその労をねぎらった。十一月末に帰府したことにして、七月十八日から十一月晦日までの出張の増金を与えた。それによると添奉行が一九両、御普請奉行と留守居が一七両、場所奉行三人が一二両、元締役・勘定頭・留守居御用向助役が一両二分、目付兩人が一両、小奉行が一〇両、御目見徒が七両であつた。さらに、国元から派遣された家臣についても九月から十一月までの出張として賄い料が遣わされた。安達辰三郎

は一両二分、西村五左衛門と福田儀助は一〇両、外に輕輩の者には心付け金として「御役懸り御用方御徒」に一両二分、「御弓徒・御坊主・苗字付」に一両、仮苗字の中村勘十郎に三分二朱、無苗字の者に三分、馬取りに二分二朱、鉄砲・長柄の者に二分、小人に鳥目二貫文がそれぞれ下賜されたのである。

前に述べたように、十月三日に藩は苗字付け以上の工事担当役人に前貸金（取替金）を行ったが、これは返納されることになつてゐた。そこで藩は彼らのうち何人かは、格別に出精したことを評価し、前例を破つて「御上賄之見込御渡し金ニ而者、於御普請所御取替金、此度上納多難渋之趣茂有之ニ付、此被遣金ヲ以立用被遣之含ニ而別段被遣訳ニ付、以後之例ニ者不相成事」（「江戸家老日記二」）として、特別にその労をねぎらつた。添奉行を勤めた吉村牧右衛門は、「御普請所出張中致勤勞、格別骨折出精相勤候付、別段為御心附」（同右）として、銀三〇枚を下賜された。同じように永田権之進は銀二〇枚、和田衛守は銀一〇枚、加賀美隼人（寛司）と浅井忠右衛門は銀五枚をそれぞれ下賜されたのである。

印旛沼掘割り工事は公儀普請となつたが、これといっ

た進捗のないまま、翌弘化元年（一八四四）六月十日に「利根川分水。印旛沼古堀の事差とゞめらる。よて勘定組頭竹内清太郎保徳をかしこにつかはさる。」（『統徳川実紀』第二篇）とあるように、中止と決ったのである。天保十四年六月十日に五大名のお手伝普請として発令されて、ちょうど一年目に掘割り工事は中止になった。享保期・天明期と同じように、徒勞に終わったのである。

弘化元年八月二十一日、幕府は鳥取藩の工事担当役人であった一三奉行に対して褒賞を行った。添奉行を勤めた吉村牧右衛門は時服三・羽織一・銀三〇枚、御普請奉行を勤めた永田権之進・塩見織衛、留守居物頭を勤めた和田衛守、場所奉行を勤めた一色太郎八・浅賀丈右衛門・永見官兵衛は時服三・羽織一・銀二〇枚、留守居御用向助役を勤めた浅井忠右衛門は時服三・羽織一・銀一〇枚、元締役を勤めた神旦平、勘定頭を勤めた加賀美隼人（寛司）、場所目付を勤めた中村新兵衛・後藤小十郎は時服二・羽織一・銀一〇枚をそれぞれ下賜されたのである（各家の「家譜」）。

おわりに

印旛沼の掘割り工事は、役人・農民・人夫の土にまみ

れた汗と涙の歴史である。しかし、ついに江戸時代の人力の作業では工事の完成をみる事ができなかった。

本稿では天保十四年の因幡国鳥取藩を中心に、掘割り工事の概要を素描したが、工事がいかに藩政の上に大きな重圧としてのしかかっていたかが理解されるであろう。工事費の捻出のために、町人・富裕農民・小前農民に御用金が賦課され、また、家臣にしても俸禄の削減が実施されるなど、掘割り工事は藩全体を大きな渦の中に巻き込んだのである。他の四大名も、鳥取藩と同じような様相であったと思われる。

各時期の工事が持つ歴史的意義を追求する前提として、今までとかくなおざりにされていた関係史料の収集をもつと積極的に行う必要がある。そしてできうれば、その諸史料が刊行されるべきであろう。

千葉市域を流れる現在の花見川は工場・生活の排水で汚れ、江戸時代の難工事に思いをはせることはとてもできない。

（千葉市史編纂委員会編集員）

天保期印旛沼堀割工事

——出羽国庄内藩を中心に——

鏑木行廣

はじめに

天保期の印旛沼堀割工事は、老中水野越前守忠邦による天保の改革の一環として天保十四年（一八四三年）に実施された。この工事は、正式には「利根川分水路印旛沼古堀筋御普請」といい、千葉郡横戸村を分水嶺として江戸湾と印旛沼に流れていた二本の川を堀で結び、一つにしようとしたものである。

工事に先立って、幕府は天保十一年から十三年の間に、印旛沼をはじめ手賀沼から銚子にかけての下利根川流域や鹿島方面の調査を実施した。^{註①}特に天保十三年十月には、難工事が予想される花鳥観音下と横戸村の高台で天明期古堀の試掘が実施されており、この時期にはすでに工事の計画が具体化していたようである。試掘は、代官篠田藤四郎によって実施され、勘定奉行梶野土佐守良材や勘定方の役人が見分しているが、これらの役人はのちに工

事の掛役人となっている。さらには、幕府の普請役格に登用された二宮尊徳も、この試掘現場に訪れている。

こうした調査をふまえた上で、堀床一〇間と二〇間の二案の見積もりが作成された。堀床一〇間案は、工事費として金一三万四〇〇両余、そのほか諸入用として金二万両余、米一五〇〇石余となっている。また堀床二〇間案は、工事費として金二二万両余、そのほか諸入用として金三万両余、米三〇〇〇石となっている。^{註②}

天保十四年五月一日、堀床は一〇間と決定した。^{註③}そして工事は、幕府の諸事情から五人の大名による御手伝普請となったのである。

天保期の工事に関する研究は、織田完之編『印旛沼経緯記』や庄内藩の大庄屋久松宗作が著した「続保定記」を基本史料として、新田開発・水害対策・水運網の整備といった工事の目的を中心に論じられてきた。^{註④}昭和五十三年には、藤田覚氏が対外的危機感を背景とした水運説

を発表され、このすぐれた論考によって天保期の工事の意義づけが定着したように思われる。^{註⑤}しかし、工事そのものの全容は、史料的制約の問題もあって、必ずしも十分とはいえない。

そこで本稿では、その一端を補うことを主眼として、御手伝普請を命じられた五大名のうち庄内藩を中心に、藩の対応、工事場の動き、工事人夫などについて論じることとする。

なお、収載史料の「より」の合字は平仮名で表記した。

工事の準備

天保十四年六月十日、庄内藩主酒井左衛門尉忠発は、因幡国鳥取藩主池田因幡守慶行、駿河国沼津藩主水野出羽守忠武、筑前国秋月藩主黒田甲斐守長元、上総国貝淵藩主林播磨守忠旭とともに御手伝普請を命じられた。^{註⑥}五大名の選出については、水野越前守の意地の悪い思惑があったといわれている。特に庄内藩の場合は、武蔵国川越藩と越後国長岡藩が関係する、いわゆる三方領知替え問題で、庄内農民が展開した長岡への転封阻止運動によって天保十三年に領知替えが中止となったいきさつがあり、それに対する報復であったといわれている。

前日の九日、庄内藩は明十日に親類の中から名代として一人登城するようにという老中の達書を受け取った。中老の竹内八郎右衛門は、また何か厄介なことを命じられるのではないかと察して、その日の「御用留」^{註⑦}の中で「御物入何とも苦々敷不堪歎息候」と記している。庄内藩は、三方領知替えの反対運動、天保三年の日光東照宮修復金三万両の上納など多額の出費が続いており、その御手伝普請を命じられたことによって財政的に苦しい局面を迎えることになったのである。しかも、水野越前守からの指示は場所仕立であった。

同日、幕府側の工事責任者として、江戸町奉行鳥居甲斐守忠耀、勘定奉行梶野土佐守、目付戸田寛十郎、勘定吟味役篠田藤四郎が命じられた。^{註⑧}

庄内藩では、すぐに国元に飛脚を出し、翌十一日には竹内八郎右衛門を惣奉行とする掛役人の人選に入った。以下、着工前の庄内藩の動きについて、日付を追いながら見ていこう。

六月十五日、五大名に工事場の持場が通達され、庄内藩は横戸村内より柏井村内までと決まった。庄内藩の持場は長さ一一〇〇間で、印旛沼・江戸湾間九五〇〇間からすれば、鳥取藩の六〇〇〇間に次いで距離的には短かっ

た。しかしこの持場は、全体の工事区域の中で最も標高が高く、天保十三年に試掘が実施された場所が含まれていたので、かなり深く掘り下げなければならないという難場であった。

持場は決まったが、庄内藩は現地についての地理的知識がなかった。そこで翌十六日、留守居中役富樫泰助と郡代方佐藤右内に対し、「成田と申処へ稲荷参詣と号、横戸村柏井村辺見分致参候様」と命じた。二人は、二



沼津藩と庄内藩の工事場の境付近
(千葉市横戸町「元池弁天宮」より弁天橋をのぞむ)

十一日に江戸へ帰り、調査書や絵図を提出したが、その中で「随分難場二相聞候」という感想をもらしている。

十八日は、国元の郡代辻順治に急出府を命ずる飛脚を出し、庄内から人夫として六〇〇人位の農民を呼び寄せることが決まった。またこの日、幕府から工事の心得に関する書類が手渡されたが、その中で工事の目的について、「今般之儀ハ沼内新開之御趣意ニハ無之、水害御救通船便利之為川路取開」と指示している。したがって天保期の工事は、享保期や天明期のように新田開発を主としたものではなく、水害対策と水運網の整備を目的としていたのである。

二十一日に工事期間は一〇か月との通達があり、二十三日には庄内藩の主要な掛役人が発令となった。その顔ぶれは、惣奉行竹内八郎右衛門、副奉行都筑十蔵、同黒崎与助、用人佐藤孫九郎、勘定奉行兼普請奉行服部慎蔵、留守居大山庄太夫、留守居兼場所奉行矢口弥兵衛、場所目付加藤九助、それに庄内から呼び寄せた場所奉行兼普請奉行辻順治である。

七月二日、庄内藩の勘定組頭林元右衛門と勘定方加藤正三郎の二人は、小屋場の建設準備のために江戸を出立して現地に向かった。この日、竹内八郎右衛門は、小屋



柏井・花島付近地形図（明治15年測量、第1軍管地方迅速図習志野・下志津村の部分）

場の焚出しや人夫の世話役に関し、大山庄太夫から内密に百川屋茂左衛門とすように申し入れがあったため、予定していた駿河屋平兵衛については断ることにした。翌日、服部慎蔵に対し、差障りなく断るように申し含めて駿河屋に遣した。^{註⑥}一方百川屋には、雇い人夫を確保するように命じた。庄内藩は、十八日に百川屋を用達町人として幕府に届け出ている。

六日には、幕府から小屋場地所を受け取るために掛役人が出立するようにと指示があった。そこで庄内藩では、九日に大山庄太夫、服部慎蔵、加藤九助らを出立させることに決めた。また工事場の引き渡しの際は、幕府側から勘定奉行や目付が立ち合う予定となっていたので、庄内藩としても副奉行の都筑十蔵と黒崎与助を出役させることに決めた。

小屋場地所は、十一日に引き渡された。この日、工事の完成と工事に関係する人々の無病息災を願い、国元の鳥海山・月山・湯殿山・金峯山の四山に祈祷の飛脚を出した。翌日には、追加の人夫としてあと四〇〇人位の農民を呼び寄せることになり、国元へ飛脚を出した。

十四日、大山庄太夫が工事場の報告のために江戸に戻った。大山庄太夫は、報告の中で他の大名よりも小屋場地

所の受け取りが「御都合宜」として、勘定組頭の金田故三郎をはじめ幕府の役人に褒められたと語っている。

十六日には、浅草向柳原の下屋敷が本所元柳原の水野備前守上知三五九〇坪余に屋敷替えを命じられ、手当金として金一〇〇〇両が下げ渡された。竹内八郎右衛門は、これを「何とも遺恨且苦々敷御事也」と記しており、工事に向けて慌ただしく準備を進めている中でこの措置に対し、水野越前守への怒りを読み取ることができると、庄内藩では、この屋敷替えについて、家来があれこれ言われないように厳重に注意するとともに、工事場へも同様の指示をした。

竹内八郎右衛門は、十九日に黒崎与助や国元から呼び寄せた辻順治らとともに江戸を出立して工事場へ向かった。当初の計画では、竹内八郎右衛門は副奉行の都筑十蔵とともに江戸表で御用を取り扱い、時々工事場を見回ることになっていたが、十三日に工事場への出役を命じられた。場所詰に変更になったのは、前述のように工事場の引き渡しには副奉行の二人が出役する予定になっていたが、他の大名の動きに注意しながら、幕府の勘定奉行や目付に対して礼を失することがないように配慮したからであろう。さらには、工事の重大性にかんがみて工

事場に常駐することになったのであろう。竹内八郎右衛門は、その日の夕方に工事場に到着したが、まだ小屋が完成していなかったため、自分の間近くの千葉郡高津村の多兵衛宅を旅宿とすることになった。その旅宿で、すでに前日の十八日に工事場の引き渡しを済んだという報告を聞き、「（殿）取初之御勘定所より御達とハ大ニ齟齬致、拙者共今日之出役無詮よふニ相成ル」と記している。

工事は、二十三日に鋳入れとなった。竹内八郎右衛門は、旅宿としていた高津村では何かと不便であったため無理に小屋へ引越し、惣奉行として工事の督励にあたった。

庄内人夫と雇い人夫

人夫に関する幕府の指示は、国元から呼び寄せることを原則としたが、もし人夫が不足したり、国元から到着するまでの間現地で雇ってもよいというものであった。註⑩しかし、この通りの措置をしたのは庄内藩だけで、他の藩は人夫の引受人や世話役に請負わせて雇い人夫を確保した。

庄内藩の国元では、領内に御用金を命じるとともに、高割による人夫の徴発を実施した。人夫の徴発にあつ

ては、三〇―四〇歳で働き方抜群の農民を選ぶように指示しているが、必ずしもそうではなかったようである。註⑪

七月七日、代官矢島逸策、大庄屋矢田部外右衛門、町医者久島玄海らが付添って、一番立の庄内人夫二〇〇人が出立した。註⑫二番立と三番立は、十七日と十八日の予定になっていたが、これでは間があきすぎるためであろうか、十一日と十三日に変更となっている。註⑬十一日の二番立は、代官加藤理兵衛、大庄屋久松宗作らを付添いとし一九七人であった。また十三日の三番立は、代官石井守右衛門、大庄屋齋藤隼之助、町医者進藤周人らを付添いとした二〇三人であった。

道筋は、当初六十里越で羽州街道に出て、榎下から小坂峠を通過して仙台道に入り、続いて奥州・日光道中を上って古河で関宿に抜けて工事場へ向かう予定になっていた。それが二日付の矢島逸策の指示では、清川から船で最上川を遡り、清水を抜けて羽州街道に出るルートに変更になっている。註⑭道中は、鎌や鋳を手にして一目で庄内藩の人夫と分かるようにしたが、「浮世の有様」はこれを蟻の往来のようであると表現している。註⑮工事場までは、一二泊一三日の行程となっており、庄内人夫には旅籠賃をはじめ一日銭三五〇文が支給された。註⑯

追加の人夫は、江戸屋敷からの指示では四〇〇人位と
いうことであったが、七月二十八日から八月八日にか
けて四度に分けて七五〇人が出立している。これによつて、
国元から出立した庄内人夫は一三五〇人となり、このほ
か村役人・大工・鍛冶などを合わせると一四六三人に達
した。^{註⑩}

五藩は、一〇か月という工事期間の中で自分の持場を
完成しなければならなかったが、五藩の同時着工であつ
たため大量の人夫を確保することは難しかった。特に、
一万石の貝淵藩にとつては厳しい状況であつた。七月二
十六日、貝淵藩の留守居は沼津藩の留守居とともに大和
田村に呼び出され、勘定組頭金田故三郎から「末小屋場
取建等も不行届、御普請方等都而等閑之様子ニ相見、昨
日土佐守寛十郎見分之節ニも送迎向も手薄之事ニ而甚如
何之事ニ候」ときつく叱責を受けた。こうしたことがあつ
てか、貝淵藩では人夫を確保するために并当に結構な煮
物を添えたり、昼休みには葛・砂糖・干飯などを出して
いる。^{註⑪}

庄内藩は、逆に鳥取藩・秋月藩とともに「諸事御都合
宜」としてほめられてはいるが、難場を抱えているだけ
にさらに大量の人夫を必要とした。秋月藩の持場に黒鉄

が入ったのを聞いて、百川屋を使って引き抜く動きをし
たり、竹内八郎右衛門が「手後れニ相成」とか「無心元」
と記しているのは、人夫を確保することの難しさを物語つ
ている。

八月に入つて、庄内藩の持場を担当していた幕府の普
請役小林太治郎から、人夫の世話をしてもよいという旨
の申し出があつた。そこで庄内藩は、五日に人夫雇い頭
の新兵衛と七九郎との間で、六日から人夫を出し、追々
二〇〇〇人を投入することを取り決めた。竹内八郎右衛
門の記述によれば、新兵衛は「久世大和守領分下総国猿
島郡谷貝川名主」^{註⑫}、七九郎は「水野日向守領分常州関本
村名主」である。また六日には、百川屋と人夫を二〇〇
〇人とする取り決めをしている。こうして庄内藩は、庄
内人夫、百川屋雇い人夫、新兵衛・七九郎雇い人夫の三
者によつて工事を進めることになったが、それとともに
経済的負担の大幅な増加が見込まれた。竹内八郎右衛門
は、六日付で次のように記している。

百川手より式千人之事ニ今日取究庄太夫申達候筈、
新兵衛七九郎方より式千人都合四千人取掛候積、右
人数へ一日二三三百三拾両程、一ヶ月老万両ツ、之私
ニ相成候趣ニ付其段江戸表へ申達、其外御百姓不残

登候へハ千五百人程ニ相成候よし、合而五千五百人
日々取懸候事ニ相極ル、誠ニ莫太之御入高ニて何と
も当惑深恐入候儀也

この中で、四〇〇〇人に対する負担は一日金三三〇両
程で月に金一万両となり、残りの庄内人夫が到着すれば
合わせて五五〇〇人が毎日工事に出ることになって、莫
大な出費であると当惑している。

そこで次に、庄内藩の持場に投入された人夫数につい
て述べよう。鋏入れの七月二十三日は、一番立の庄内人
夫二〇〇人と百川屋雇い人夫八一八人の合わせて一〇一
八人であった。翌日は四六六人と少なく、二十五、二十
六日には八〇〇人台となり、二十七日からは一〇〇〇人
台、八月四日からは二〇〇〇人台に増えた。六日から新
兵衛・七九郎雇い人夫が加わったが、この日は二七人だ
けであった。十五日以降は三〇〇〇〜五〇〇〇人の間を
上下し、閏九月四日からは六〇〇〇人台となって御手伝
普請の任が解かれた二十三日まで維持された。中でも閏
九月八日は、庄内人夫九八三人、百川屋雇い人夫二五五
六人、新兵衛・七九郎雇い人夫三四一五人の合わせて六
九五四人が工事場に出ており、一日としては最高の人夫
数となった。鋏入れから閏九月二十三日までの人夫数は、

延べ三五万四四四三人に達したが、その内訳は庄内人夫
七万三二九四人、百川屋雇い人夫一七万一一八三人、新
兵衛・七九郎雇い人夫一〇万九九六六人である。^{註⑯}鳥取藩
の延べ人夫数は二五万五三九〇人であるから、この二藩
だけでも六〇万人余となり、おそらく五藩では一〇〇万
人に及ぶ人夫が投入されたと考えられる。

庄内藩は、大勢の人夫を収容するために横戸村地内の
字南山に小屋を建てた。^{註⑰}小屋の敷地は、南北一二三間・
東西六六間で、東側には一部南北五〇間・東西二三間の
張り出しがあり、周囲には竹矢来を巡らしている。中は
竹矢来によって南北に区切られ、南側には藩の役人用の
小屋と庄内人夫の小屋があり、北側には百川屋雇い人夫
の小屋があった。南側の湯屋は庄内人夫用として松尾屋
文八が引き受け、北側の湯屋は雇い人夫用として百川屋
が引き受けていた。^{註⑱}小屋の南に表門があり、そのほか東
に二か所、西に一か所、藩の役人や庄内人夫と百川屋雇
い人夫の居住区の境に一か所の門があった。百川屋雇い
人夫の出入りは、東門のうちの一か所だけに限定され、
門の前の両側には茶屋が軒を連ねていた。

新兵衛・七九郎雇いの人夫は、工事の途中から加わっ
た経緯もあって、同じ横戸村地内の字二子山に小屋が

設けられた。しかし、閏九月十三日の火事で六棟が焼失した。

堀床の縮小と工事期間の短縮

幕府の役人は、蒸し暑く晴れの日が続く中で、五藩の持場を見回って工事を督励するとともに時には叱責をしているが、工事の見込みに関する調査も実施している。八月四日には、篠田藤四郎が庄内藩の小屋に来て、越中山村の農民大館藤兵衛を呼び出し、検見川村から印旛沼まで調査するように命じている。大館藤兵衛は、治水土木や算学にすぐれた人物で、今回は帯刀御免の上藩の検地方として参加していた。これは、幕府がさまざまな方面から工事の見込みを考えようとした一例で、それだけ幕府側が工事の難しさを認識したことのアラわれであろう。

十一日、勘定組頭白石太夫を通じて、水野越前守から物入用高の見積もりを提出するように命じられ、庄内藩は金一一万七〇五〇両と見積もっている。この時に竹内八郎右衛門は、今度堀床八間の一割勾配になるかも知れないので、そうなれば入用高も半減位にはなるだろうと期待している。工事場では、この段階で堀床の縮小が

取沙汰されていたようである。十三日には、竹内八郎右衛門の見込み通り、庄内藩の持場を担当していた勘定渡辺左太夫から、堀床を縮小して掘るようにと指示された。しかし、これは工事場での暫定的な措置であったようで、本格的に堀床の縮小問題が表面化したのは、十三日に勘定奉行兼帯となった鳥居甲斐守の見分からであった。

鳥居甲斐守は、十八日に江戸を出立して馬加村に入り、翌日秋月藩の持場から順に見分を実施した。^{註②}二十日から手賀沼や印旛沼の見分に出たが、その際配下の与力・同心に対し、堀床が一〇間では御手伝大名の入用高が増えて迷惑になるとして、堀床七、八間にした場合の調査を命じた。そこで与力・同心は、各藩に対して二十二日までに見積もりを提出するように指示し、人夫の引受人や土方功者にも内密に意見を求めた。二十三日に大和田に戻った鳥居甲斐守は、各藩が提出した見積もりを基に与力・同心と検討しているが、庄内藩は堀床七間の一割勾配として金五万二四九九両二分と見積もっている。

二十五日、鳥居甲斐守は新利根川・北浦・那珂湊・銚子方面への見分に出た。この見分は、天保十二年と十三年に実施された調査と合致するものである。

二十六日には、渡辺左太夫から堀床がまた一〇間にな

るらしいと内密に伝えられ、さらに利根川を往来する高瀬船の寸法を調べるように話があった。庄内藩は家来を派遣して調査したが、報告によると寸法は「大船長廿九丈幅三丈」であった。そこで渡辺左太夫に報告すると、堀床七間でも通船には差障りがないと聞かされた。竹内八郎右衛門は、「小船も有之もの哉一向解兼候」として、「九丈二三丈と申候へハ拾五間二幅五間」であり、「夫なれハ床拾間ニても通舟相成間敷候」と否定的な感想を記している。『利根川図志』によれば、利根川の高瀬船は船子四人乗りの米五、六〇〇俵積が普通であったが、中には六人乗りの米九〇〇俵積の大きなものもあったという。調査した高瀬船は、報告に大船とあるように大きい方の寸法であったと考えられる。

九月六日に戻った鳥居甲斐守は、七、八日と工事場を見分し、九日夕方には印旛沼普請所掛を命じられて大和田に到着した目付榊原主計頭の旅宿で評議を開いた。評議には、二人のほかに梶野土佐守、篠田藤四郎、白石十太夫、金田故三郎が出席しているが、ここで中心となったのは堀床の縮小問題であったろう。水野越前守は、水勢によって川幅が押し広がるという見込みから、基本的には堀床七間案に同意している。しかし、庄内藩の持場

である高台については、水運を開くのが工事的な目的で、計画通り堀床は一〇間にすべきであるという立場をとっていた。^{註②}

翌十日には、堀床で問題となった高台で、篠田藤四郎、勘定吟味方改役笹本茂三郎、与力・同心による見分が実施され、その後鳥居甲斐守と評議している。この日、庄内藩の留守居が与力に呼び出され、十一月晦日までの物入用について、堀床は一〇間で勾配を一割五分と一割にした場合の見積もりを作成するように命じられた。庄内藩では、人夫賃、小屋の建設入用、家来の賄い入用などの惣入用として、一割五分勾配の場合金一〇万四五〇五兩一分、一割勾配の場合金八万六五七二兩一分と見積もっているが、十一月中に完成する見込みはないとしている。

鳥居甲斐守は十一日に帰府したが、十二日に五藩の留守居が花鳥村へ呼び出され、梶野土佐守、篠田藤四郎、白石十太夫、金田故三郎、笹本茂三郎が出席して水野越前守の申し渡しが伝えられた。内容は、工事期間の短縮と堀床の縮小についてであった。前者は、一〇か月となっていた工事期間を、厳寒に向かって人夫が難儀するという理由で短縮し、十一月までに完成せよというものであった。後者は、沼津藩から庄内藩にかけての高台部分と秋

月藩の海寄りの部分は堀床一〇間で、そのほかは堀床七間とし、勾配は一割五分を原則とせよというものであった。庄内藩は、この申し渡しで恩恵を受けることは少なく、他藩に比べてむしろ悪い条件を背負うこととなった。この仕様替えによって、十四日から庄内藩の持場では、渡辺左太夫らの手によって杭を打ち直す作業が始まった。

庄内人夫の死

庄内藩は、持場を三区に分割し、中央の高台部分二五九間を庄内人夫、沼津藩側を百川屋雇い人夫、鳥取藩側を新兵衛・七九郎雇い人夫とした。庄内人夫は、法螺貝や太鼓の合図によって工事に従事したが、疲れた体を休める人足小屋は簀垣の雑魚寝式建物で、雨漏り、砂ぼこり、虫害などに悩まされた。^{註⑥} 食事も粗末な内容で、その上気候も八月下旬ごろから雨の割合が多くなり、次第に冷気も増して九月下旬には工場から見える富士山も雪をかぶるようになった。^{註⑦}

こうした悪い環境の中で、病気になる家来や庄内人夫が次第に増え、中には病死する者もいた。竹内八郎右衛門は、九月二十一日に「此頃ニ至家来共人夫等死失候者も有之、其外軽重之病人都合式百三拾人余罷成色々々手

当仕候へ共、追而病人相増候よふすニ御座候而殆当惑仕候」と記しており、かなり深刻になっている様子がうかがえる。

この工事では、一九人の庄内人夫が痲病や傷寒のために病死し、一六人が火葬、三人が土葬となった。^{註⑧} 年齢は一八歳から六三歳であるが、そのうちの一人が五〇歳以上で、藩が指示した基準よりも高い年齢層に集中しており、この年齢層にとつては苛酷な労働であったことを物語っている。

最初の犠牲者は、遊佐郷下江地村の松右衛門であった。松右衛門は、七月二十八日に追加の人夫として庄内を出立して八月十二日に工場に到着したが、二十七日に病気となって九月三日に死亡した。六〇歳であった。庄内藩では、やはり工場に来ていた弟や四人の親類の意向を聞いて火葬にした。

葬礼にあたって、松板二枚、四寸釘一〇〇本、角物一丁、竹三本、薪大小一五束、藁一〇〇把、薄べり一枚、藁むしろ一枚、縄二把が用意された。葬礼は、四日に横戸村の真言宗明星寺の引導によって営まれた。葬礼の入用は庄内藩から支給されたが、買物代錢一六三〇文、布施金一分、火葬謝礼金一分、初七日より四九日までの供



正面 右側面・裏側
庄内人夫の墓石

養料金二朱、横戸村の村役人へ酒代金二朱であった。^{註②}以後の火葬は、この松右衛門の火葬を例として営まれた。

土葬になった遊佐郷大服部村の仁兵衛は、七月十三日に庄内を出立して二十五日に工事場に到着し、九月二十四日に病死した。五七歳であった。遺体は小屋の西門から外に運ばれ、明星寺の引導によって墓地に埋葬された。葬礼の入用は、買物代金一分、布施金一分、初七日より一〇〇か日までの供養料金一分、土地の損料金一分、日牌料金一分、横戸村の村役人へ酒代金二朱であった。^{註③}

墓は、堀割に程近い墓地の中にあり、正面に「庄内大服部村百姓仁兵衛墓」と刻まれている。向かって右の側面に「下総印幡沼古堀筋普請御御手伝人夫の墓なり、天保十四癸卯七月十三日羽州庄内を出て同九月二」、続けて左の側面には「十四日病死して爰に葬る、後の人憐みてこれを発くことなかれ法名観阿道哲信士」と刻まれている。土葬は、仁兵衛が最初の例で、生前の願いによるものであった。三人の石碑は十一月十一日に建てられたが、「後の人憐みてこれを発くことなかれ」という最後の部分は、遠い異郷の地で永い眠りについた犠牲者をそっとしておいて欲しい、という願いが込められていると思われる。

病死者は、庄内人夫だけでなく庄内藩の家来にも及び、山浜通代官矢島逸策、場所目付兼留守居役加藤九助、足軽中野彦兵衛、算役石塚六郎兵衛の四人が犠牲となった。^{註④}また竹内八郎右衛門は、翌弘化元年に江戸で死亡した。

庄内藩は、家来や庄内人夫の中に病人や病死者を出すという大きな犠牲を払いながら、仕様替えによる十一月の工事期限に向けて工事を進めた。しかし、九月二十七日梶野土佐守に対し、十一月までに完成する見込みはな

く、これ以上人夫を増やしても工事場が混雑するだけであると届けていることから、工事は進捗していなかったようである。

閏九月に入ると、上知令の失敗もあって、竹内八郎右衛門の耳には、水野越前守の病氣や印旛沼の工事が中止になるといふ噂が入った。十三日に水野越前守が「国政の事不正」、十五日には篠田藤四郎が「職の事を咎められ」、それぞれ職を解かれた。^{註⑥}そして二十三日には、五大名の御手伝普請の任が解かれ、工事は幕府の手に移った。

おわりに

以上、天保期の印旛沼掘割工事について、庄内藩を中心として工事場での動きを述べてきたが、最後にまとめておわりとしたい。

工事の目的は、幕府の指示で明らかのように水害対策と水運にあったが、比重としては対外的危機感から水運の方が重かった。工事の縮小問題で、水野越前守が掘床一〇間にこだわったのはそのあらわれである。また沼津藩の持場では、基本的に天明期の古堀によって^{註⑦}いるが、蛇行部分は真直ぐにして新たに掘っている。このことは、

単に水が落とせばよいとか、小さな船が往来できればよいとかではなく、高瀬船のような大きな船の往来を考えていたと理解できる。工事が完成すれば、この掘割を利用して関東や東北地方の物資が江戸へ輸送されることになるが、幕府は那珂湊・涸沼・大谷川・北浦・利根川を經由し、印旛沼から掘割に入るルートを中心に考えていたのではなからうか。鳥居甲斐守の見分で、鹿島・銚子方面だけでなく、那珂湊方面にも及んでいることに注目したい。

工事の中止は、直接には政治的理由によるが、庄内藩を見る限りでは工事そのものに大きな問題があったと考えられる。一つは、掘割の印杭を打ったりする工事場での準備は幕府側によって進められてはいたが、鍬入れまでの準備期間が短く、五藩の準備は十分ではなかったという問題である。準備は、各藩とも江戸屋敷を中心にして進められているが、六月は幕府への問い合わせや掛役人の決定などの段階で、家来が工事場に出役するのは七月に入ってからであった。準備不足は、庄内藩で小屋が完成しないままに鍬入れとなり、鍬入れ直後に貝淵藩と沼津藩が工事の等閑を叱責されるという形であらわれた。準備不足のまま鍬入れになったのは、幕府の事情によっ

て最終的に御手伝普請と決まったことと、季節の問題もあつて早く鍬入れしたいとする幕府の意向によるものであろう。

二つは、幕府側の見積もり違いと堀床縮小の問題である。幕府側の見積もりは金一五万両余であつたが、鍬入れ後の庄内藩の見積もりだけでも金一一万両余であり、この見積もりの違いは五藩にとつて大きな負担増となつた。見込み違いになつたのは、幕府が予想していた以上の難工事となつたためと理解できるが、鍬入れ後間もなく堀床の縮小が取沙汰されていることから、計画そのものに問題があつたと考えられる。縮小の規模は、幕府の調査や五藩から提出された各種の見積もりによつて堀床七間となつたが、庄内藩の高台部分は一〇間のままで勾配が五分減となつただけである。

三つは、工事期間の短縮問題である。工事期間は、堀床縮小の見返りの形で短縮され、残り三か月余の十一月までとなつた。この工事期間の短縮については、これまでに指摘されていない問題であるが、厳寒に向かつて人夫が難儀する（当初の一〇か月という工事期間には冬が含まれている）という理由によるものであつた。この短縮問題は、今後他の史料によつて検討する必要がある。

印旛沼堀割工事は、幕府が計画して五大名の御手伝普請によつて実施されたが、その五大名は水野越前守の意地の悪い思惑で助役を命じられた面々であつた。したがつて水野越前守に対しては、少なからぬ憎悪をいだいてたに違いない。竹内八郎右衛門の記述には、それが所々にあらわれている。水野越前守が失脚した時には、「誠二天下之大幸恐悦至極不堪雀躍、^{（最）}取早尾羽も被延候世の中二相成」と歓喜しており、この記述が五藩の気持のすべてを物語っている。

註① 『印旛沼経緯記』外編、一三〇―一三六頁。

註② 「蠹余一得」二集（『内閣文庫所蔵史籍叢刊』

三、二四七―二四八頁）。

註③ 「蠹余一得」二集、二四二頁。

註④ 天保期に関しては、阿部正巳氏「庄内藩の下総

印旛沼疏水開鑿顛末」（『歴史地理』六八卷二―四号、昭和十一年）、成田高校社会科学部「天保期における印旛沼の研究」（『房総史学』一〇号、昭和四十五年）、拙稿「天保期印旛沼工事と鳥居甲斐守の検分」（『成田山教育・文化・福祉財団研究紀要』一一号、昭和五十六年）などがある。

註⑤ 「天保改革と対外的危機―天保十四年印旛沼工

事をめぐって―」(『日本史研究』一九三号)。

註⑥ 『統徳川実紀』第二篇、四九九頁。

註⑦ 竹内家文書(鶴岡市立図書館蔵)。以下、この

史料を基礎としていることをお断りしておく。

註⑧ 『統徳川実紀』第二篇、四九九頁。

註⑨ 駿河屋は、焚出しや人夫の世話役にはならなかつ

たが、小屋の建設にはかかわっていたようであ

る。「統保定記」(『房総叢書』第〇巻、五頁)。

註⑩ 「下総国印旛沼利根川分水路古堀堀割御普請所

書留」(船橋市西図書館蔵)

註⑪ 「統保定記」、三四頁。

註⑫ 「統保定記」、三五頁。

註⑬ 温海文書(鶴岡市立図書館蔵)。

註⑭ 註⑬に同じ。

註⑮ 『日本庶民生活史料集成』第一一巻、七九六頁。

註⑯ 阿部氏前掲書(上)、八八頁。

註⑰ 「統保定記」、四四頁。

註⑱ 「浮世の有様」、註⑮に同じ。

註⑲ 『山形県史』資料篇一七、三五―四一頁。

註⑳ 「下総国印旛沼堀割切御普請所御掛御役人并絵

図面」(船橋市西図書館蔵)。

註㉑ 阿部氏前掲書(上)、八九頁。

註㉒ 『遊佐町史資料』第四号、一六頁。

註㉓ 鳥居甲斐守の動きについては、拙稿前掲書(一

六一―二二頁)を参照していただきたい。

註㉔ 「蠹余一得」二集、二五三頁。

註㉕ 「統保定記」、主に六〇―六一、六三頁。

註㉖ 『遊佐町史資料』第四号、七〇頁。

註㉗ 「統保定記」、六四―六六頁。

註㉘ 『遊佐町史資料』第四号、五五―五六頁。

註㉙ 『遊佐町史資料』第四号、五九頁。

註㉚ 「統保定記」、六四頁。

註㉛ 『統徳川実紀』第二篇、五〇六―五〇七頁。

註㉜ 山崎寿徳家文書。

(成田高等学校教諭)

△千葉市史編纂委員会から▽

「ほりわり」は、史料中には概ね「堀割」とあるが、小学館

『国語大辞典』では「堀割・堀割」とあり、『三省堂国語辞典』

には「掘り割り・堀割り」とある。「ほりわり」は地面を掘って

作った水路(道路)、または、それを作ることを意味し、歴史的

にみてもどちらの表記でも可能なため、須田論文、鏑木論文とも

昭和初期の検見川

—少年時代の記憶から—

新井英夫

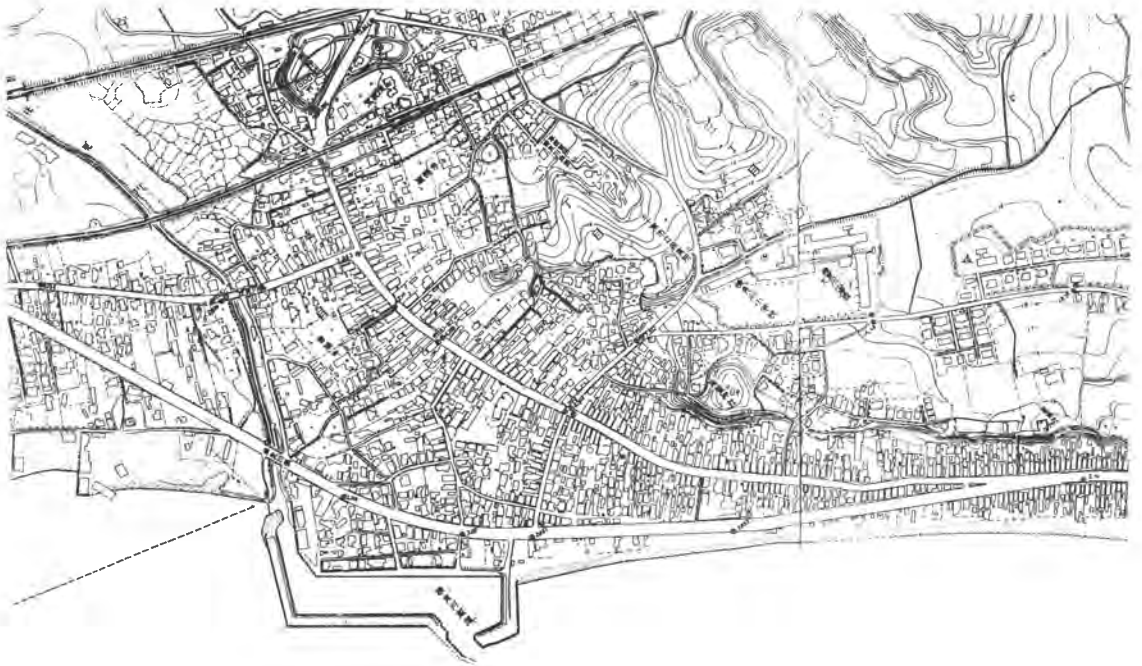
私が愛用している文机の引出しに、「昭和五年一月写生松井天山」の表書きがある『千葉県検見川町鳥瞰図』（以下『鳥瞰図』と略す）が入っているが、これを見ると少年時代の記憶が鮮明に蘇ってくる。

検見川の町は東京湾に面し、海岸線にはほぼ平行する房総街道（上宿で海岸側にはほぼ直角に曲がる）に沿って集落が形成されている。幕張側から稲毛側に向かって横宿（上宿の一集落）・上宿・仲宿・仲下宿・大下宿・新田の各宿（町）があった。

現在の町名と各宿（町）を対照させてみると、1丁目は上宿（町）といった。また、上宿の内現在の河内屋の4つ角（『鳥瞰図』では、横宿の町並みが沿う房総街道と広徳院に向かう通りがクランク型になっている）から幕張に向かって小川石材店・大場勇家までを横宿といい、他に上宿には宮下・シマヤの2集落があった。

2丁目は仲宿または仲町といった。

3丁目は仲下宿（町）と大下宿（町）といい、それが尾をひいて現在でも3丁目上・



検見川町付近地形図「3000分の1地形図 千葉2」の部分



検見川町——船溜内部（仲宿）——（昭和42年4月 新井英夫氏撮影、以下明記のない写真同氏撮影）

3丁目下という人もいる。

5丁目は新田（町）といい、これも仲新田と大新田に分かれていた。

また、上宿（町）・仲宿（町）は農業・



昭和33年1月測図 千葉市役所

商業関係者が割と多く、仲下宿（町）・大下宿（町）・新田（町）には漁業関係者が割と多いという構成であった。

次いで、各宿（以下表記は宿とする）ごとに記憶にある限り各家について記してみたい。したがって、すべての家を記すことが出来たわけではない。

横宿（上宿の一集落）

当時は花見川が現在のサイクリング道路のところを流れており、木造の花見川橋が掛かっていた（この橋もまもなくコンクリート製の橋に掛け替えられた）。幕張側の川辺に小川石材店があつて、当時は石槌でコツコツと石を刻む音が忙しそうに聞こえていた。橋を渡ると藤井畳店があり、さらに河内屋菓舗の方に行くと、今も小さな城のような建物が残っているが、これは原尊生医館というお医者さんで、往診には人力車



検見川町——船溜り内部（仲宿）——（昭和42年4月撮影）

に乗り、よく夕方近くに患者をまわっているのがみられた。その隣に、当時は東京電灯といったと思うが散宿所という建物があり、電気工事等を行なう人が駐在していた。当時は、ほとんどの家で電気は定額契約で1軒に1灯の電球しかなく、それも30燭光程度の明るさであり、電球がつかなくなると散宿所で交換してもらってくるのであった。なお、商店等は多量の電灯をつけるの

でメートル制といわれていた。角には千葉合同銀行派出所があった。愛想の良い銀行員が1人で勤務しており、普段は洋服だったが時には着物に袴姿の時もあった。

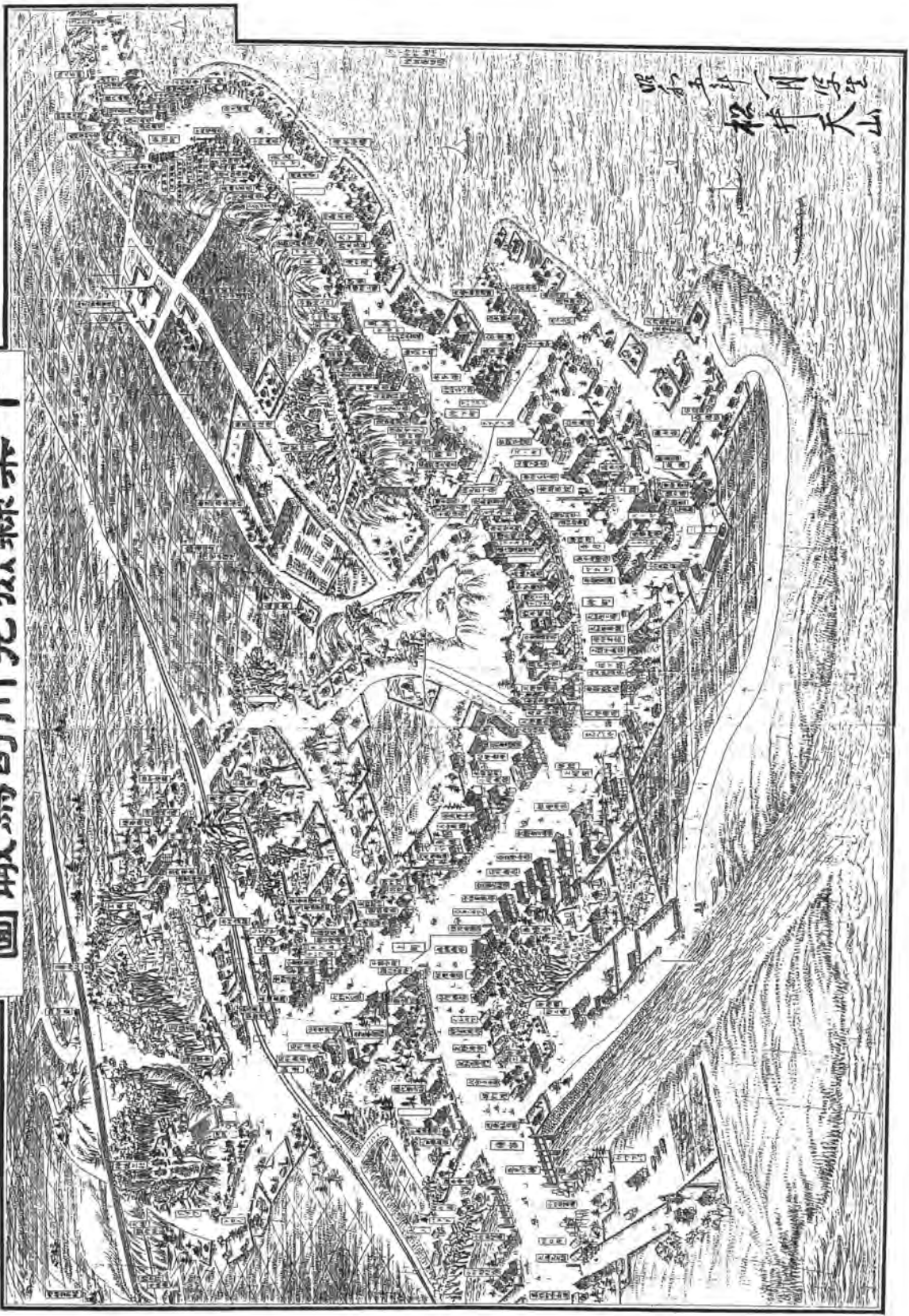
上宿

京成電車の踏切の向こう側はほとんど農家で、京成検見川駅裏の宝蔵院は、鬱蒼とした木立の中に池があり神秘的な感じがしたものである。宝蔵院の薬師様の縁日（毎月7日と11日）と広徳院の不動様の縁日（毎月28日）は、夜のお参りが当時の人達にとって大きな楽しみの1つであった。これらの縁日では、河内屋菓舗の自家製の黒飴が飛ぶように売れ、その大きな黒飴の味は今でも懐かしく思い出される。大山菓子店の主人は、当時一文商いといわれた駄菓子店へ、前に荷台駕籠のついた後ろから押してこぐ自転車で卸していた。



船溜り内部（昭和31年9月撮影）

千葉縣阿武野町圖



(阿武野町：新井英夫氏版)

赤のラインは、各宿の大凡の境界を示す

千葉縣檢見川町見野區五三區商家案内

千葉縣檢見川町見野區
千葉縣千葉郡檢見川町は郡
の中央より稍々北部に位し、
南は東京湾に面し西北部は
荒見川を隔て、暮辰町に接
し北部は積橋村都賀村に隣
し東南部の一部は千葉市と
境を地質管内一帯を横断し
五陵南下して海浜に市街
を成す東に一深村に過ぎざ
りしゆ今や商家軒を伍一跋
私良反鉄工の工場あり二三
数字の旅客を慰む何等の
不自由なく又在る移住者も
迎一つ、ある臨海保健郷は
東京湾と一時に收り海水清
澄にして遠浅なれど是の味
こも海水浴に風致亦雅見養
殖場もありて汐干狩の清遊
は好過なり

沿革 檢見川は荒見川又は
華見川とも作り徳川氏時代
に至り幕臣原城越前守の所
領となりしゆ四代將軍家綱
の時代に幕府代官の支配と
なり旗本・知行所となりしゆ
明治時代になると及び各郡
縣佐倉縣印旛縣と順次に變
遷あり以て今日の千葉縣の
管轄となすに至れり

かくて明治二十二年四月町
村制の實施にとも檢見川
毛畑の三村を合併して檢見
川村と稱し明治二十四年四
月西側を市に及び檢見川
町檢見川區となりて今日
に及ぶ

本間は水字半千葉文白
にて島倉家泰集の多筆の
處高井純武の好意に基き
檢見川寺古園文部の手記
了寫志家の贊成を以て丁
に在り本年以降躬身に
努力せられし衣野長友
井岡雄文部長の深討す

上宿區 仲 粵

鐵工千葉銀行信託部
製粉 上宿總屋本店
卸賣物 分石川貞泰商店
大平洋 大塚商店
大塚商店
分石川貞泰商店
分石川貞泰商店

東堀誠感四郎
御料理花見庵
築子松屋本店
築子松屋本店
池田製菓作所
池田製菓作所
池田製菓作所

高井純
大塚商店
分石川貞泰商店
分石川貞泰商店
分石川貞泰商店
分石川貞泰商店

分石川政
築子松屋本店
築子松屋本店
池田製菓作所
池田製菓作所
池田製菓作所

酒類 秘産商店

秘産商店
高井純
大塚商店
分石川貞泰商店
分石川貞泰商店
分石川貞泰商店
分石川貞泰商店





検見川町——仲下宿、左手が仲宿との境あたり——（昭和42年4月撮影）

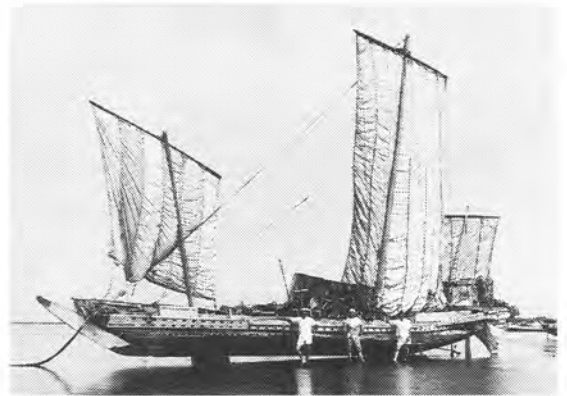
房総街道の海側の根岸足袋店は、地下足袋・座敷足袋を手作りし、木槌でトントン打って形を整えているのがよくみられた。『鳥瞰図』のせんべいやは新兵エドンといって海岸の方で舟大工をやり、自宅では手焼煎餅を座敷で焼いていた。

仲宿

毎月9日・19日・27日は仲宿を中心として市が立った。これらの日には近在から竹の背負い籠を背負った人たちが大勢でて賑わい、露天商人も日除けのサシカケをして地面あるいは低い台に品物を並べて正札なしの販売をし、値引き交渉の声があちこちで聞こえた。ことに、盆の市（8月9日）と暮の市（12月27日）は賑わいをみせ、暮の市の日は仲下宿あたりまで露天商が店を出した。私たち子供にとって市の日は、古着屋・古道具屋・古本屋をはじめ香具師も

出て口上おもしろく薬や弘法大師のお札を売るので、それらを見て歩くのが大きな楽しみであった。今でもその光景は目に浮かぶ程である。

仲宿に入り、房総街道の山側の市川金物店は鍛冶屋でもあった。大塚呉服店の隣の秋元久三郎商店だが、当時は農業が主で冬になると店の表に窯を出し藁を燃やしてうまい焼芋を売っていた。平釜に1ケずつ並



打瀬船（昭和30年8月撮影）



検見川町——仲下宿、大衆食堂は現食堂宝屋——（昭和42年4月撮影）

べてゆっくり焼くので時間がかかり、よく順番を待って並んでいたものである。隣が米酒販売の藤代半七商店、1軒おいて片倉屋提灯店で、提灯に字を書いているのがよく見られた。その先の鈴木麴店との間には道路はなく、店の裏の方には畑があったようだった。隣は中村理髪店で、当時は女性の美容院はないので店の奥の方では、おばあさんが女髪結いとしてまげ髪等を行なっ

ていた。本多商店は紙等の販売、高橋下駄店は製造販売、そして佐七大工と家並が続いていた。隣の藤代醤油店は房総街道の海側、市川和菓子店の裏の方に製造工場があった。その隣のプリキヤでは、トタン・雨樋等を細工して半田付けしており、私は興味をもって見ていたものである。いろは寿司では親父さんが元、傘屋であり、絵ビラ文字を書く技術を持ち、太い筆と墨汁を入れたすり鉢を傍らに仕事していて寿司やと兼業していた。日中戦争時の昭和10年頃には、出征兵士を送る祝いの幟の文字書きも忙しく、寿司やの本業よりもことによると高収入になったのではあるまいか。



房総街道に面する検見川町。上宿・仲宿の境あたり
『千葉写真大観』昭和5年9月 和田憲治郎氏蔵

房総街道の海側であるが、大塚生薬店では漢方薬の引出しが見られ、店の表には夜になると点滅する電灯の看板があり、当時としてはすこぶるハイカラであった。市川



検見川町——大下宿、中央から左側にかけて伊原（澱粉工場）家——（昭和42年4月撮影）

牛豚肉店は町唯一の肉屋であったが、当時は肉を食べる機会はほとんどなかったと思う。市川書店は月刊誌の他、猿飛佐助・後藤又兵衛等忍術豪傑の文庫本を並べており、少年時代の私にとってはなかなか思い出の多い店であった。文庫本は1冊10銭から20銭位であったと思う。続いて大和屋菓舗の煎餅工場があり、餅搗きも当時としては大変大掛りな機械で行ない、ガタン・ガタンと忙しい音をたてていた。煎餅は近隣町村へ卸していたようである。

海岸へ行く露地（この通りは昔、幕張への本道であったという）をはさんで向こう側が市川和菓子店、現在の千葉信用金庫の位置には弥じむ蠟燭屋と金子布団店があり、綿工場が裏にあった。幸月という中華料理店、ここは後に人が替わってアタリヤという蕎麦屋になった。隣が私の記憶では、土

蔵造りの町役場であったと思うが、この『鳥瞰図』では近藤齒科になっている。また、この土蔵の家（近藤齒科）だと思うが、明治の文豪夏目漱石とも親交のあった藤代禎助文学博士の生家であるとの由。当時のドイツ文学の泰斗であったそうで、私の小学生時代には同博士寄贈の書籍が検見川小学校の本棚に並んでいたが、戦後はその書籍の話はまったく聞かない。近藤齒科の裏の高井工場では澱粉・練炭等を作っていたようである。隣の布施医院は間口が広く、よく午後から夕方にかけては人力車で往診に出かけ、町の名士として町の行事には必ず顔を出している先生であった。市川メリヤス店は私の記憶では既に文具店であり、朝の登校の頃には小刀で販売する鉛筆を削っているのがよく見られた。山崎下駄店も製造販売で、桐下駄の未成品を店の裏の方



検見川町——大下宿、左手建築中の家が鈴木善助家——（昭和42年4月撮影）

にピラミッド型に積み上げ乾燥させていた。この店は仲下宿にあった記憶があるが、当時もうここに移転していたのであろうか。宮間瀬戸物店は今も変わらない。当時は現在のエンピ管がないので土管がよく売っていたようである。十一屋果物店はくず餅の製造もしていたようである。

房総街道を上宿側の海岸へ行く露地まで戻ってみると、大和屋煎餅工場の裏には小川米穀薪炭店、梅の湯がありその向こう側が吹上館である。ここでは当時の活動写真・芝居等が時々催されて、興行日には楽隊が町中を触れ廻り、楽隊が背中に付けたピラ広告と時々止まって宣伝する口上を見たり聞いたりするために、私たち子供はぞろぞろとついてまわったものである。そして夜になると、親からやっと許しを得て10銭・15銭の木戸銭をもらい、いそいそと吹上館

へと向かったのである。入口で木戸銭を払い、下駄を預けて引き換えに下足札を受取り座敷の見物席のなるたけ見やすい所に座る。胸をとどろかせて急造の布スクリーンと弁士の熱弁に耳を傾け、あるいはお涙頂戴の芝居に素直に感激したものである。当時町にはラジオとて数える程しか所有する家はなく、たまに見ることができた吹上館の活動写真・芝居は唯一の娯楽であった。

昭和7・8年頃、松田天朗という活弁士が吹上館の近くに居住し活動写真の弁士を勤めたが、生来の酒好きのため脱線することがあり、父に代わって10歳にもならない子供が立派に弁士を勤め観客の拍手を得ていたが、その少年こそ戦後ラジオ・テレビで大活躍した、今は亡き松田春水氏である。

仲下宿

房総街道の山側は馬道（マミチ）が仲宿



検見川町——大下宿——（昭和42年4月撮影）

との境になる。おはなや商店は酒・米穀販売で現在も同じ。源の湯は当時風呂のない家がほとんどで、しかも仲下宿は漁師が多いこともあって夕方の源の湯は、漁師の人達はその日の漁獲や風向き等を声高に話し、洗い場は割れるような賑やかさであった。隣の洋食すずらんは当時としてはハイカラな西洋料理のノレンを下げ、親父さんは白いコック帽をかぶり、風呂帰りの若い衆の溜り場となり繁盛したようである。やがて戦中の食糧統制等があったせいか工場勤めをし、戦後は電気器具店に替わった。篠田新聞店では新聞販売の他に、検見川・稲毛・畑小学校の国定教科書販売を行なっていて、新学年、学年後期の教科書販売時期は大変忙しそうだった。山里屋足袋店には店主1人、使用人1人の2人でミシン・手縫いと働いているのが見受けられたが、手作りの

時代が追々に終わりとなり、まもなく検見川小学校近くに小さな文具店を始めてしまい、使用人はある期間店とミシンを借りて独立したようである。小川製材所は道路から奥の方まで狭軌のレールが敷かれていて、荷馬車で着いた原木をトロッコで奥の製材工場まで運び、ここで朝から晩まで丸鋸で材木をひいて、その音が私の家まで聞こえてきた。おがくずは台所の竈の燃料となるので、わが家でも分けてもらいよく父がリ



海岸の海苔乾し（昭和28年2月撮影）



検見川町——新田、中央やや左奥が三峯神社の森——（昭和42年4月撮影）

ヤカーで運んでいたが、私もその手伝いをしながら丸鋸が勢いよく回って原木を切断していくのを見とれた記憶がある。

房総街道の海側であるが、まず鈴木理髪店は親父さんと徒弟が1人いた。おかみさんは日本髪結いであり、おばあさん共々時々出張していた。既に丸まげを結う人もいなかったが、まだ203高地という髪型も見受けられたし、鳥田のくずれたような形もあり、結構仕事はあったようである。隣が村山イサバ店、店頭には乾物が少々と碇綱・帆綱・漁具の雨避けに使う苫等の商いをしながら、打瀬船の漁獲を購入し市場へ出荷する問屋もかねていた。7～8軒おいて郵便局があり、黒い制服に地下足袋と巻脚絆をつけ鞆を下げた配達夫が数人おり、歩いて区域に配っていた。他に電報配達専門が1人ベルトに小さい電報を入れる鞆をつけ、

自転車に乗って配達していたが、当時、電報とは遠方の急病・死亡等の他にはほとんど使われず、若い電報配達夫はその服装で遊んでいることが多かった。2軒おいて田中さんという人力車夫の家があり、その隣が森庄で手焼き煎餅と酒の小売をしていたがまもなく廃業した。次いで桶市という飲み屋で、日中はほとんど客がないようだったが、夕方近くに2～3人いる女中も化粧し賑やかではないが客が訪れているようだった。隣の魚新は打瀬船の問屋であり、夏は蟹、冬は赤貝等の漁獲で忙しいようだった。このころはまだ海苔を作っている漁家はなかったと記憶している。

大下宿

房総街道の山側は、小川材木店から数軒おいて村屋分店がある。ここは村屋足袋店の分家で、乾物雑穀販売をしており、梅干



検見川町——新田、小坂（現在は検見川陸橋）のあたり——（昭和42年4月撮影）

し・沢庵は自家生産であったため、家の裏がすぐ隣となっている私の生家（喜久屋）に梅干しのスッパイ香りが漂ったものである。生家である喜久屋は、当時は交通機関も発達しておらず、近在の畑・犢橋・稲毛方面からも買物客は検見川の町へ歩いて出て来たので、小さい店ながら父親は忙しかったようである。隣の村屋足袋店には使用人が1人（1時期2人）いた。どの足袋店にも共通だが注文による股引・シャツの製造販売が主で、他にメリヤス製品（唐物とも言った）も扱っていた。足袋店の中では検見川で最後まで営業していた店である。続いてイトヤ呉服店は、昭和2年頃に大尽普請と言われる立派な家を建て、店も賑やかであったが、戦中衣料統制の始まる前に家業をやめて役場へ勤めたようである。しかし、大尽普請の面影は今も残り、表の雨戸

は全部杉の正目の1枚板でできているのを見てもうなずける。隣は、与えむという屋号の秋本駄菓子屋で、飴玉が1銭で2ケ位、菓子が1ケ1銭、饅頭は1ケ2銭位ではなかったろうか。他に袋に入った「当て物」や「ひっぺ返し」という1回1銭のクジがあった。これは2糶位の紙が細く丸められて台紙に100位はりつけてあり、当たると5銭・10銭等の商品が取れるものであった。また、冬の寒い時には、うどん粉を水で溶いたもの茶碗一杯と具になるあんこ玉等の菓子も買い、火鉢に鉄板を乗せて一緒に焼く今で言うお好み焼きのような物を、熱いのをふうふうと食べた記憶が懐かしく思い出される。小川増蔵さんは農家。数軒先の小学校入口の角に鍛冶屋があり、夫婦2人でふいごを吹き、灼熱のコークスの中で船具の桁とか農具の鋏・鎌等を打っていた。



検見川町——新田、大坂のあたり——（昭和42年4月撮影）

土間に深く掘った穴に水が溜めてあり、鍛えた灼熱の鉄をジュッとその穴に入れるのを見たが、子供心には穴の水が減らないのが不思議ではしなかった。仕事場の傍らにはいつも漁師達が集まって世間話をし、親父さんは金槌を打ちながら話の相づちも打っていたようである。これから先は漁師の家が多く、魚加・丸加と仲買問屋が続き、ついで宮間米店は米穀販売では手広く営業

していたようである。

房総街道海側は大下宿に入って数軒目が伊原澱粉工場で、甘藷から澱粉を作るために広い屋内に粉碎機・沈澱槽と設備が整い、秋甘藷の収穫期になると農家と工場の間を取り持つ甘藷仲買人の活躍が始まった。畑で麻袋に詰め込んだ甘藷は手押し車・リヤカー・牛車等で運ばれてきて広い庭には甘藷の山ができる。その頃には新潟・秋田方面から季節労働の人たちが10人程土蔵作りの宿舎に泊り込み、甘藷を洗い、粉碎し、沈澱槽へ流し、残りの粕は深く大きく掘った大穴の中へパイプで流し込むという作業を行っていた。翌年の春先から初夏の頃にかけて日差しが強くなると、その藷粕を掘り起こして広場にむしろをひいて乾燥させるのだが、その藷粕は俵づめにされて、牛・馬・豚等家畜の飼料として近在の農家に利



大下宿あたり。中央白い土蔵作りの家が伊原澱粉工場
（大正末～昭和初期）（伊原静夫氏蔵）



検見川町——新田——（昭和42年4月撮影）

用されていたようである。伊原澱粉工場の一端は貸家であったが、そこに鈴木下駄店があった。当時は下駄・草履が大人・子供に限らず唯一の履物であったので、盆・暮の時期には鼻緒をすげるのを待つ人で大変だったようだ。数軒おいて滝の湯加平があり、規模が大きくなかったので私はまれに友達に誘われて入りに行っただけだった。坂井久太郎商店は、小学生相手の文房具を商っており、朝の登校時には鉛筆を削ってもらいながら友達と待ったものだが、間もなく店をたたんだようだった。川島米店は、おばあさんがリヤカーに米を積んで検見川を中心に行商をしていたのをよく見かけた。梶取産婆さん、私はこの人に取り上げてもらったらしく、当時は7才の祝いの宮参りに取り上げてもらった産婆さんと神社へ一緒に行く習慣があったが、私も紋付羽織姿

の梶取さんとお参りをして、蜜柑や餅を一籠投げた思い出がある。梶屋商店は酒・煙草販売、店主は一時漁業組合長を勤めたこともある人で老舗であった。隣は魚倉仲買店であった。

新田

ここは仲新田・大新田と区別があった。陸側は急峻な崖が家のすぐ背後に迫り奥行きがないため、間口3間の土地に2間半間



伊原澱粉工場（伊原静夫氏蔵）



検見川町——新田——（昭和42年4月撮影）

口の家が立ち並び、狭い半間のわき道を通ると奥に更に1軒の家が立つ所もあった。海側は家の裏がすぐ海辺になっていたが、陸側同様の立て方で奥行きも更にもう1軒住家があるほど混みあっていた。ほとんどが半農半漁の家で、商店も少なく買物は上宿・仲宿へ出てきたようだった。現在でも新田の老人の中には、1・2丁目へ買物に行くことを「宿へ行く」と言う人もいる程

である。新田は、少年時代の私には行動範囲外ということもあり、詳らかな記述もできないが、房総街道の陸側のシノダガラス店には、ガラス製の容器等が並べてあったのを覚えている。数軒置いた高橋文具店は、半紙・鉛筆等の販売と、おかみさんが静岡の出身とかでお茶も販売し、やがてはお茶専門店となった。高橋金物店は漁師出身の人で、船具を主とした金物を扱っていた。小坂屋商店は股引・シャツ等を注文で作っていた。小川米店は屋号をシシヤといった。鶴岡三郎商店は肥料販売を手広く行ない、雑貨も店に並べていた。秋元左五衛門さんは靴下の家内工業。川島商店は足袋屋。そして秋元銭湯、遠州屋材木店、西村助太郎大工と続いていた。

海側は小坂の先に魚西という魚屋があり、毎朝天秤棒で飯台に魚を入れてわが家の方



志村貝灰工場（昭和15年撮影）



検見川町——「ふっきり」のあたり——（昭和42年4月撮影）

に売りに来ていたが、新鮮な魚で、稀には朝食に刺身を食べた記憶があるが、一汁一菜の生活が普通であった当時では、子供心にもかなり贅沢と思ったものである。鶴岡自動車部は△という印を用いており、荷物運送をしていた検見川唯一の運送屋ではなかったろうか。平木鮮魚店は打瀬船の仲買人。小島商店は雑貨乾物店。森商店は甘藷肥料店。これは東京から船でゴミが検見川に運ばれて陸揚げされ、広場に置いておくと発酵し肥料になったのだが、それが農家の肥料として売れたようである。藤代新治郎商店は船具・金物店。そして町はずれには志村貝灰工場があった。ここでは海で採れた貝殻を焼いて石灰を作っていた。作業場はもちろん働いている人も石灰の白粉でまみれていた。

この工場から先、稲毛の町に入るまで山



検見川町——大下宿・新田を望む——
（大正末～昭和初期）（伊原静夫氏蔵）

側は松山、海側は波打ち際の道路であって、このあたりを「ふっきり」と呼んでいた。

以上、60年位前の古い事を私自身の記憶のみを頼りに、思いだしながら綴ってみました。或は思い違いの箇所があるかもしれませんが、大筋においては間違いないと考えております。

編集後記

福正寺老師・西山本門寺五〇世貫主の森本正明氏には、
兩寺の文書調査に際し、一廉ならぬお世話になりました
こと、厚くお礼を申し上げます。

おかげさまで本誌には、西山本門寺ご所蔵の中世文
書一〇点他を、紹介させていただくことができました。

黒田基樹氏には、重要な歴史的事実を内包しつつも、
中世史の一側面を垣間見せるだけのこれら貴重にして難
解な中世文書を、高度の見地より解説・読み下し・解説
をしていただきました。

千葉市域における江戸時代最大の土木工事は、印旛沼
堀割り工事といえますが、須田茂氏には享保期・天明期
の工事を概観の上に、天保期の鳥取藩の工事について、
鳥取県立博物館所蔵旧池田家文書をご自身で調査された
成果を基に、全貌を解明していただきました。

鍋木行廣氏の論文は、天保期の庄内藩の工事について、
鶴岡市他での地道で丹念な調査に基づき、テーマを絞っ
て簡明な文章で執筆していただいたご労作です。

検見川町にお住まいの新井英夫氏ですが、カメラのファ
インダーを通しての表現力は傑出したものがあると申せ

ますが、カメラをペンに持ち替えての表現力もかなり
の冴えを見せております。優れた写真と写実的な文
章は、我々を昭和初期の検見川町へといざなってくれ
ます。(A)

『千葉いまむかし』No.3の訂正

四ページ上段三行目・永島治男家↓安達 平家

〃 上段四〜五行目・日暮登平家の次に日暮治司家
を加える

以上、訂正させていただくとともにお詫び申し上げます。

(監修)

千葉市史編纂委員会
川村 優・井上準之助

千葉いまむかし第四号

平成三年三月三十一日発行

編集 千葉市史編纂委員会

発行 千葉市教育委員会

(千葉市立郷土博物館

市史編纂担当)

印刷 こくほ印刷株式会社